

# 青森県報

号外第三十一号

平成十八年  
三月三十一日  
(金曜日)

## 目 次

### 人事委員会

人事委員会規則七・一九一(平成十八年改正条例附則第九項から第十一項までの規定による給料)……………	(職員課) ……一
人事委員会規則七・一九二(退職手当の支給等)……………	(同) ……三
人事委員会規則七・一九三(平成十八年改正条例附則第二項から第五項までの規定による退職手当)……………	(同) ……四
人事委員会規則二・三一(人事委員会事務専決代決規則の一部を改正する規則)……………	(管理課) ……一五
人事委員会規則六・一五(職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則……………	(職員課) ……一五
人事委員会規則六・一八(公益法人等への職員の派遣等)の一部を改正する規則……………	(同) ……一五
人事委員会規則六・一九(任期付職員の採用等)の一部を改正する規則……………	(同) ……一六
人事委員会規則七・〇(給料等の支給)の一部を改正する規則……………	(同) ……一六
人事委員会規則七・三(県税事務手当)等の一部を改正する規則……………	(同) ……一六
人事委員会規則七・一九(給料の調整額)の一部を改正する規則……………	(同) ……一七
人事委員会規則七・三八(給料表の適用範囲)の一部を改正する規則……………	(同) ……一七
人事委員会規則七・三九(初任給、昇格、昇給等の基準)……………	(同) ……一七

の一部を改正する規則……………	(同) ……二〇
人事委員会規則七・五一(へき地手当等)の一部を改正する規則……………	(同) ……二〇
人事委員会規則七・五五(復職時等における給料月額調整)の一部を改正する規則……………	(同) ……二〇
人事委員会規則七・六二(初任給調整手当)の一部を改正する規則……………	(同) ……二〇
人事委員会規則七・六七(管理職手当)の一部を改正する規則……………	(同) ……二〇
人事委員会規則七・八〇(期末手当、勤勉手当及び期末特別手当)の一部を改正する規則……………	(同) ……二〇
人事委員会規則七・九五(調整手当)の一部を改正する規則……………	(同) ……二〇
人事委員会規則七・一〇九(住居手当)の一部を改正する規則……………	(同) ……二〇
人事委員会規則七・一一一(特地勤務手当等)の一部を改正する規則……………	(同) ……二〇
人事委員会規則七・一三三(義務教育等教員特別手当)の一部を改正する規則……………	(同) ……二〇
人事委員会規則九・三(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等)の一部を改正する規則……………	(同) ……二〇
人事委員会規則一三・九(職員の育児休業等に関する規則)の一部を改正する規則……………	(同) ……二〇

## 人事委員会

人事委員会規則七・一九一(平成十八年改正条例附則第九項から第十一項までの規定による給料)をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

## 人事委員会規則七 一九一

平成十八年改正条例附則第九項から第十一項までの規定による給料

## (趣旨)

第一条 この規則は、平成十八年改正条例附則第九項から第十一項までの規定による給料に關し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 平成十八年改正条例 職員の給与に關する条例等の一部を改正する条例（平成十八年三月青森県条例第九号）をいう。

二 改正前の規則七・三九 人事委員会規則七・三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則（平成十八年三月三十一日公布）による改正前の人事委員会規則七・三九（初任給、昇格、昇給等の基準）をいう。

三 施行日 平成十八年四月一日をいう。

四 初任給基準異動 給料表の適用を異にしない人事委員会規則七・三九別表第六に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。

五 基準級 施行日の前日においてその者が属していた職務の級（平成十八年改正条例附則第二項の規定により施行日における職務の級を定められた職員にあっては、施行日の前日においてその者が属していた職務の級に対応する平成十八年改正条例附則別表第一の新級欄に掲げる職務の級（同欄に二の職務の級が掲げられているときは、そのうち下位の職務の級）をいう。

六 降格 職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。

七 休職等期間 次に掲げる期間をいう。

ア 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条第二項の規定により休職にされていた期間

イ 地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間

ウ 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をしていた期間

エ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第二条の規

定により育児休業をしていた期間

オ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年三月青森県条例第四号）第二条第一項の規定により派遣されていた期間

カ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号。以下「勤務時間条例」という。）第十一条に規定する病気休暇又は介護休暇の承認を受けていた期間

キ 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年十二月青森県条例第六十九号。以下「公益法人等派遣条例」という。）第二条第一項の規定により派遣されていた期間

ク 復職時調整 職員の給与に關する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十七号。以下「給与条例」という。）第二十一条の三第一項及び職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号。以下「育児休業条例」という。）第六条の規定による号給の調整並びに公益法人等派遣条例第六条の規定による調整をいう。

九 再任用職員異動 地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員について行う勤務時間条例第二条の規定により定められた一週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。

十 人事交流等職員 施行日以降に、給料表の適用を受けない県職員、国又は他の地方公共団体の職員、公庫等の職員その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となつた者をいう。

（平成十八年改正条例附則第九項の人事委員会規則で定める職員）

第三条 平成十八年改正条例附則第九項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 施行日以降に初任給基準異動をした職員

二 施行日以降に基準級より下位の職務の級に降格をした職員

三 施行日前に休職等期間がある職員であつて、施行日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの

四 施行日以降に再任用職員異動をした職員

五 施行日以降に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員

(平成十八年改正条例附則第十項の規定による給料の支給)

第四条 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、施行日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員(当該各号の二以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員(人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。)を除く。)であつて、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成十八年改正条例附則第十項の規定による給料として支給する。

一 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合(指定職給料表の適用を受けることとなつた場合及び第五号に掲げる場合を除く。)(施行日の前日に当該異動があつたものとした場合)(施行日以降にこれらの異動が二回以上あつた場合にあつては、施行日の前日にそれらの異動が順次あつたものとした場合)(改正前の規則七・三九第二十五条から第二十八条の二までの規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額)

二 基準級より下位の職務の級に降格をした場合(第五号に掲げる場合を除く。)(施行日の前日において当該降格後の職務の級(当該職務の級が平成十八年改正条例附則表第一の新級欄に掲げられているものである場合にあつては、当該職務の級に対応する同表の旧級欄に掲げる職務の級(同欄に二の職務の級が掲げられているときは、そのうち上位の職務の級)に降格をしたものとした場合)(施行日以降に基準級より下位の職務の級への降格を二回以上した場合にあつては、施行日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合)に、改正前の規則七・三九第二十四条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額)

三 施行日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合(第五号に掲げる場合を除く。)(施行日の前日に復職時調整をされたものとした場合に平成十八年改正条例第一条又は附則第十九項若しくは第二十一項の規定による改正前の給与条例第二十一条の三第一項、育児休業条例第六条又は公益法人等派遣条例第六条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額)

四 再任用職員異動をした場合 平成十八年改正条例第一条による改正前の給与条例別表第一から別表第六までの給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、施行日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額(当該再任用職員異動後

に地方公務員法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員については、当該額に、勤務時間条例第二条第二項又は第三項の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)

五 人事委員会の承認を得てその号給を決定された場合 人事委員会の定める額  
2 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定職員であつて、その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成十八年改正条例附則第十項の規定による給料として支給する。

(平成十八年改正条例附則第十一項の規定による給料の支給)

第五条 人事交流等職員(当該人事交流等職員となつた日以降に前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた職員を除く。)であつて、その者の受ける給料月額がその者が施行日の前日に人事交流等職員となつたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額(人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める額)に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成十八年改正条例附則第十一項の規定による給料として支給する。

2 人事交流等職員であつて、当該人事交流等職員となつた日以降に前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつたものに対しては、その者が施行日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとすれば支給されることとなる平成十八年改正条例附則第十項の規定による給料の額に相当する額を、同条例附則第十一項の規定による給料として支給する。

(この規則により難い場合の措置)

第六条 平成十八年改正条例附則第九項から第十一項までの規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・一九二(退職手当の支給等)をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七・一九二

退職手当の支給等

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年十二月青森県条例第六十二号。以下「条例」という。)第五条の二第二項、第五条の五、第六条の四第一項から第三項まで及び第五項並びに第八条第二項の規定に基づき、退職手当の支給等に関し必要な事項を定めるものとする。

(基礎在職期間)

第二条 条例第五条の二第二項第十九号の人事委員会規則で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。

一 条例第七条の四第六項本文に規定する場合における移行型一般地方独立行政法人の職員としての在職期間

二 条例附則第二十八項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社の職員としての在職期間

三 条例附則第二十九項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる旧日本国有鉄道の職員としての在職期間

四 条例附則第三十項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる昭和六十二年三月三十一日までの旧日本国有鉄道の職員としての在職期間及び昭和六十二年四月一日以後の承継法人等の職員としての在職期間

五 条例附則第三十四項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧日本国有鉄道清算事業団の職員としての在職期間及び日本鉄道建設公団の職員としての在職期間

六 条例附則第三十五項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる国立大学法人等の職員と

しての引き続きいた在職期間

七 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年十二月青森県条例第六十九号)第十八条に規定する再び職員となった者の同条に規定する特定法人役員としての在職期間

(退職勧奨の記録)

第三条 条例第五条の五に規定する勧奨(以下「退職勧奨」という。)の記録は、任命権者が作成する。

2 退職勧奨の記録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 氏名及び生年月日

二 採用年月日及び退職年月日並びに勤続期間

三 退職の日における勤務公署(これに準ずるものを含む。)、職名、給料月額及び年齢

四 退職勧奨を行った年月日及びその理由

五 退職勧奨に対する職員の応諾の年月日

六 その他参考となるべき事項

3 退職勧奨の記録の様式は、人事委員会が定める。

4 退職勧奨の記録には、職員が提出した辞職の申出の書面の写しを添付しなければならない。

5 退職勧奨の記録は、任命権者が保管する。

(条例第六条の四第一項の人事委員会規則で定める法人)

第四条 条例第六条の四第一項の人事委員会規則で定める法人は、公益法人等への職員の派遣等に関する条例附則第五項の規定による改正前の職員の退職の事由を定める条例(昭和四十四年十二月青森県条例第四十二号)第二条第一号に該当するものとして職員が退職にされて従事した機関とする。

(条例第六条の四第一項の人事委員会規則で定める休職月等)

第五条 条例第六条の四第一項の人事委員会規則で定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。

一 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十五条の二第一項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等(次号及び第三号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等を除く。)

二 育児休業(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号)第

二条第一項の規定による育児休業をいう。以下同じ。）により現実に職務に従事することを要しない期間のあつた休職月等 退職した者が属していた条例第六条の四第一項各号に掲げる職員の区分（以下「職員の区分」という。）が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれ最初の休職月等から順次に数えてその月数の三分の一に相当する数（当該相当する数に未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

三 第一号に規定する事由以外の事由により現実に職務に従事することを要しない期間のあつた休職月等（前号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間のあつた休職月等を除く。） 退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれ最初の休職月等から順次に数えてその月数の二分の一に相当する数（当該相当する数に未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

（基礎在職期間に特定基礎在職期間が含まれる者の取扱い）

第六条 退職した者の基礎在職期間に条例第五条の二第二項第二号から第十九号までに掲げる期間（以下「特定基礎在職期間」という。）が含まれる場合における条例第六条の四第一項及び次条の規定の適用については、その者は、人事委員会の定めるところにより、次の各号に掲げる特定基礎在職期間において当該各号に定める職員として在職していたものとみなす。

一 職員としての引き続きいた在職期間（その者の基礎在職期間に含まれる期間に限る。）に連続する特定基礎在職期間 当該職員としての引き続きいた在職期間の末日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員又は当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続きいた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員

二 前号に掲げる特定基礎在職期間以外の特定基礎在職期間 当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続きいた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員（当該従事していた職務が人事委員会の定めるものであつたときは、人事委員会の定める職務に従事する職員）

（職員の区分）

第七条 退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表ア又はイの表の下欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応するこれらの表の上欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月においてこれらの表の下欄に掲げる二以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の上欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。

（調整月額に順位を付す方法等）

第八条 前条（第六条の規定により同条各号に定める職員として在職していたものとみなされる場合を含む。） 後段の規定により退職した者が同一の月において二以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。

2 調整月額のうちにその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。

3 調整月額のうちに地方公務員法第二十六条の三第一項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて職員が一週間の勤務時間の一部を勤務しなかつた期間のある月（以下「部分休業月」という。）に係る調整月額がある場合には、当該部分休業月の取扱いについては、第五条第三号の休職月等の取扱いに準じるものとする。

（その者の非違により退職した者）

第九条 条例第八条第二項第二号の人事委員会規則で定める者は、その者の非違により退職した者で、退職の日から起算して三月前までに当該非違を原因として地方公務員法第二十九条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたものとする。

附 則

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

2 人事委員会規則七・一一一（退職手当の算定の基礎となる勤続期間に係る法人を定める規則）は廃止する。

3 人事委員会規則七・一五四（退職勧奨の記録）は廃止する。

別表（第七条関係）  
ア 平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

<p>第一号区分</p>	<p>一 平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に                  おいて適用されていた職員の給与に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十七号。他の条例等において準用する場合を含む。以下「平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例」という。）の指定職給料表の適用を受けていた者                  で同表九号給の給料月額を受けていたもの                  二 前号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>
<p>第二号区分</p>	<p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の指定職給料表の適用を受けていた者で同表四号給から八号給までの給料月額を受けていたもの                  二 平成十四年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に                  おいて適用されていた任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年十二月青森県条例第六十八号。他の条例等において準用する場合を含む。以下「平成十四年四月以後平成十八年三月以前の任期付職員条例」という。）第五条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表六号給の給料月額を受けていたもの                  三 平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に                  おいて適用されていた任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年十二月青森県条例第八十八号。他の条例等において準用する場合を含む。以下「平成十五年四月以後平成十八年三月以前の任期付職員条例」という。）第四条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表七号給の給料月額を受けていたもの                  四 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>
<p>第三号区分</p>	<p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の指定職給料表の適用を受けていた者で同表一号給から三号給までの給料月額を受けていたもの</p>

<p>第四号区分</p>	<p>二 前号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの                  一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が十一級であったもの                  二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の医療職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもののうち人事委員会の定めるもの                  三 平成十四年四月以後平成十八年三月以前の任期付職員条例第五条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表五号給の給料月額を受けていたもの                  四 平成十五年四月以後平成十八年三月以前の任期付職員条例第四条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表六号給の給料月額を受けていたもの                  五 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>
<p>第五号区分</p>	<p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が十級であったもの                  二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の警察職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が十級であったもの                  三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の教育職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもののうち人事委員会の定めるもの                  四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の教育職給料表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもののうち人事委員会の定めるもの                  五 平成十一年四月一日から平成十六年十二月十九日までの間に                  おいて適用されていた職員の給与に関する条例（他の条例等において準用する場合を含む。以下「平成十一年四月以後</p>

<p>平成十六年十二月以前の給与条例」という。( )の教育職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったものうち人事委員会の定めるもの</p> <p>六 平成十六年十二月二十日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた職員の給与に関する条例(他の条例等において準用する場合を含む。以下「平成十六年十二月以後平成十八年三月以前の給与条例」という。 )の教育職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったものうち人事委員会の定めるもの</p> <p>七 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったもの</p> <p>八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの(第四号区分の項第二号に掲げる者を除く。 )のうち人事委員会の定めるもの</p> <p>九 平成十五年四月以後平成十八年三月以前の任期付職員条例第四条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表五号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>一〇 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>	<p>第六号区分</p>
<p>平成十六年十二月以前の給与条例」という。( )の教育職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったものうち人事委員会の定めるもの</p> <p>六 平成十六年十二月二十日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた職員の給与に関する条例(他の条例等において準用する場合を含む。以下「平成十六年十二月以後平成十八年三月以前の給与条例」という。 )の教育職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったものうち人事委員会の定めるもの</p> <p>七 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったもの</p> <p>八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの(第四号区分の項第二号に掲げる者を除く。 )のうち人事委員会の定めるもの</p> <p>九 平成十五年四月以後平成十八年三月以前の任期付職員条例第四条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表五号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>一〇 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>	<p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であったもの</p> <p>二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の警察職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であったもの</p> <p>三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの(第五号区分の項第三号に掲げる者を除く。 )のうち人事委員会の定めるもの</p>

<p>平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの(第五号区分の項第四号に掲げる者を除く。 )のうち人事委員会の定めるもの</p> <p>五 平成十一年四月以後平成十六年十二月以前の給与条例の教育職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったもの(第五号区分の項第五号に掲げる者を除く。 )</p> <p>六 平成十六年十二月以後平成十八年三月以前の給与条例の教育職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの(第五号区分の項第六号に掲げる者を除く。 )</p> <p>七 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったものうち人事委員会の定めるもの</p> <p>八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったものうち人事委員会の定めるもの及び四級であったもの(第四号区分の項第二号及び第五号区分の項第八号に掲げる者を除く。 )</p> <p>九 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であったもの</p> <p>一〇 平成十四年四月以後平成十八年三月以前の任期付職員条例第五条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表四号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>一一 平成十五年四月以後平成十八年三月以前の任期付職員条例第四条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表四号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>一二 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>	<p>第七号区分</p>
<p>平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの(第五号区分の項第四号に掲げる者を除く。 )のうち人事委員会の定めるもの</p> <p>五 平成十一年四月以後平成十六年十二月以前の給与条例の教育職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったもの(第五号区分の項第五号に掲げる者を除く。 )</p> <p>六 平成十六年十二月以後平成十八年三月以前の給与条例の教育職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの(第五号区分の項第六号に掲げる者を除く。 )</p> <p>七 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったものうち人事委員会の定めるもの</p> <p>八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったものうち人事委員会の定めるもの及び四級であったもの(第四号区分の項第二号及び第五号区分の項第八号に掲げる者を除く。 )</p> <p>九 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であったもの</p> <p>一〇 平成十四年四月以後平成十八年三月以前の任期付職員条例第五条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表四号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>一一 平成十五年四月以後平成十八年三月以前の任期付職員条例第四条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表四号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>一二 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>	<p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であるもの</p>

- あつたもの
- 二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の警察職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であつたもの
  - 三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの(第五号区分の項第三号及び第六号区分の項第三号に掲げる者を除く。)
  - 四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの(第五号区分の項第四号及び第六号区分の項第四号に掲げる者を除く。)
  - 五 平成十一年四月以後平成十六年十二月以前の給与条例の教育職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもののうち人事委員会の定めるもの
  - 六 平成十六年十二月以後平成十八年三月以前の給与条例の教育職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもののうち人事委員会の定めるもの
  - 七 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの(第六号区分の項第七号に掲げる者を除く。)のうち人事委員会の定めるもの
  - 八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの(第六号区分の項第八号に掲げる者を除く。)
  - 九 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級又は七級であつたもの
  - 一〇 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの
  - 一一 平成十四年四月以後平成十八年三月以前の任期付研究員

- |  | 第八号区分  |
|--|--|
|  | <p>条例第五条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表三号の給料月額を受けていたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一一 平成十五年四月以後平成十八年三月以前の任期付職員条例第四条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表三号給の給料月額を受けていたもの</li> <li>一二 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</li> </ul> <p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの</p> <p>二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の警察職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの</p> <p>三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の海事職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの</p> <p>四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>六 平成十一年四月以後平成十六年十二月以前の給与条例の教育職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの(第七号区分の項第五号に掲げる者を除く。)</p> <p>七 平成十六年十二月以後平成十八年三月以前の給与条例の教育職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの(第七号区分の項第六号に掲げる者を除く。)</p> <p>八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級で</p> |



<p>あつたもの(第六号区分の項第七号及び第七号区分の項第七号に掲げる者を除く。)</p> <p>九 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたものうち人事委員会の定めるもの</p> <p>一〇 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたものうち人事委員会の定めるもの</p> <p>一一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの</p> <p>一二 平成十四年四月以後平成十八年三月以前の任期付研究員条例第五条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表二号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>一三 平成十五年四月以後平成十八年三月以前の任期付職員条例第四条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表一号給又は二号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>一四 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>	<p>第九号区分</p> <p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの</p> <p>二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の警察職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級若しくは五級であつたものうち人事委員会の定めるもの又は六級であつたもの</p> <p>三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の海事職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもののうち人事委員会の定めるもの又は四級であつたもの</p> <p>四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級</p>
---	--

<p>であつたものうち人事委員会の定めるもの又は三級であつたもの(第八号区分の項第四号に掲げる者を除く。)</p> <p>五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたものうち人事委員会の定めるもの又は三級であつたもの(第八号区分の項第五号に掲げる者を除く。)</p> <p>六 平成十一年四月以後平成十六年十二月以前の給与条例の教育職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの</p> <p>七 平成十六年十二月以後平成十八年三月以前の給与条例の教育職給料表(四)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの</p> <p>八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの</p> <p>九 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの(第八号区分の項第九号に掲げる者を除く。)</p> <p>一〇 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたものうち人事委員会の定めるもの又は五級であつたもの(第八号区分の項第一〇号に掲げる者を除く。)</p>	<p>一一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたものうち人事委員会の定めるもの</p> <p>一二 平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間において単純な業務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和二十八年四月青森県条例第五号。他の条例等において準用する場合を含む。以下「平成八年四月以後平成十八年三月以前の単労給与条例」という。)の適用を受けていた者のうち人事委員会の定めるもの</p> <p>一三 平成十四年四月以後平成十八年三月以前の任期付研究員</p>
---	---

<p>条例第五条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表一号の給料月額を受けていたもの</p> <p>一四 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>	<p>第十号区分</p> <p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級又は五級であったもの</p> <p>二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の警察職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもののうち人事委員会の定めるもの又は四級若しくは五級であったもの（第九号区分の項第二号に掲げる者を除く。）</p> <p>三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の海事職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもの（第九号区分の項第三号に掲げる者を除く。）</p> <p>四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級又は二級であったもの（第九号区分の項第四号に掲げる者を除く。）のうち人事委員会の定めるもの</p> <p>五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であったもの（第九号区分の項第五号に掲げる者を除く。）のうち人事委員会の定めるもの</p> <p>六 平成十一年四月以後平成十六年十二月以前の給与条例の教育職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であったもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>七 平成十六年十二月以後平成十八年三月以前の給与条例の教育職給料表(四)の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であったもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であったもののうち人事委員会の定めるもの</p>
--	--

<p>九 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であったもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>一〇 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもののうち人事委員会の定めるもの又は四級であったもの（第九号区分の項第一〇号に掲げる者を除く。）</p> <p>一一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもののうち人事委員会の定めるもの又は四級であったもの（第九号区分の項第一一号に掲げる者を除く。）</p> <p>一二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の単労給与条例の適用を受けていた者（第九号区分の項第十二号に掲げる者を除く。）のうち人事委員会の定めるもの</p> <p>一三 平成十四年四月以後平成十八年三月以前の任期付研究員給料表(四)の適用を受けていた者</p> <p>一四 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>	<p>第十一号区分</p> <p>第一号区分から第十号区分までのいずれの職員区分にも属しないこととなる者</p>	<p>イ 平成十八年四月一日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表</p> <p>第一号区分</p> <p>一 平成十八年四月一日以後適用されている職員の給与に関する条例（他の条例等において準用する場合を含む。以下「平成十八年四月以後の給与条例」という。）の指定職給料表の適用を受けていた者で同表六号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>二 前号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p> <p>第二号区分</p> <p>一 平成十八年四月以後の給与条例の指定職給料表の適用を受けていた者で同表一号給から五号給までの給料月額を受けて</p>
--	--	--

第五号区分	<p>第四号区分</p> <p>一 平成十八年四月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であったもの</p> <p>二 平成十八年四月以後の給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>三 平成十八年四月以後の任期付研究員条例第五条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表五号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>四 平成十八年四月以後の任期付職員条例第四条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表六号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>五 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>	<p>第三号区分</p> <p>一 平成十八年四月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が十級であったもの</p> <p>二 前号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>	<p>二 平成十八年四月一日以後適用されている任期付研究員の採用等に関する条例(他の条例等において準用する場合を含む。以下「平成十八年四月以後の任期付研究員条例」という。)(第五条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表六号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>三 平成十八年四月一日以後適用されている任期付職員の採用等に関する条例(他の条例等において準用する場合を含む。以下「平成十八年四月以後の任期付職員条例」という。)(第四条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表七号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>四 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>
<p>一 平成十八年四月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていたもの</p>			

<p>第六号区分</p>	<p>二 平成十八年四月以後の給与条例の警察職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であったもの</p> <p>三 平成十八年四月以後の給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>四 平成十八年四月以後の給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>五 平成十八年四月以後の給与条例の教育職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>六 平成十八年四月以後の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったもの</p> <p>七 平成十八年四月以後の給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの(第四号区分の項第二号に掲げる者を除く。)(のうち人事委員会の定めるもの</p> <p>八 平成十八年四月以後の任期付職員条例第四条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表五号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>九 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>		
<p>四 平成十八年四月以後の給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていたもの</p>			

第七号区分	<p>受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの（第五号区分の項第四号に掲げる者を除く。）のうち人事委員会の定めるもの</p> <p>五 平成十八年四月以後の給与条例の教育職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの（第五号区分の項第五号に掲げる者を除く。）</p> <p>六 平成十八年四月以後の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>七 平成十八年四月以後の給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもののうち人事委員会の定めるもの及び四級であったもの（第四号区分の項第二号及び第五号区分の項第七号に掲げる者を除く。）</p> <p>八 平成十八年四月以後の給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であったもの</p> <p>九 平成十八年四月以後の任期付研究員条例第五条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表四号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>一〇 平成十八年四月以後の任期付職員条例第四条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表四号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>一一 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>
第七号区分	<p>一 平成十八年四月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であったもの</p> <p>二 平成十八年四月以後の給与条例の警察職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であったもの</p> <p>三 平成十八年四月以後の給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの（第五号区分の項第三号及び第六号区分の項第三号に掲げる者を除く。）</p> <p>四 平成十八年四月以後の給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの（第</p>

第八号区分	<p>第五号区分の項第四号及び第六号区分の項第四号に掲げる者を除く。）</p> <p>五 平成十八年四月以後の給与条例の教育職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>六 平成十八年四月以後の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの（第六号区分の項第六号に掲げる者を除く。）のうち人事委員会の定めるもの</p> <p>七 平成十八年四月以後の給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもの（第六号区分の項第七号に掲げる者を除く。）</p> <p>八 平成十八年四月以後の給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級又は七級であったもの</p> <p>九 平成十八年四月以後の給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であったもの</p> <p>一〇 平成十八年四月以後の任期付研究員条例第五条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表三号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>一一 平成十八年四月以後の任期付職員条例第四条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表三号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>一二 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>
第八号区分	<p>一 平成十八年四月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったもの</p> <p>二 平成十八年四月以後の給与条例の警察職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であったもの</p> <p>三 平成十八年四月以後の給与条例の海事職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったもの</p> <p>四 平成十八年四月以後の給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもの（うち人事委員会の定めるもの</p>

第九号区分	<p>五 平成十八年四月以後の給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったものうち人事委員会の定めるもの</p> <p>六 平成十八年四月以後の給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもの(第七号区分の項第五号に掲げる者を除く。)</p> <p>七 平成十八年四月以後の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの(第六号区分の項第六号及び第七号区分の項第六号に掲げる者を除く。)</p> <p>八 平成十八年四月以後の給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であったもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>九 平成十八年四月以後の給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>一〇 平成十八年四月以後の給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったもの</p> <p>一一 平成十八年四月以後の任期付研究員条例第五条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表二号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>一二 平成十八年四月以後の任期付職員条例第四条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表一号給又は二号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>一三 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>
-------	---

<p>人事委員会の定めるもの又は四級であったもの</p> <p>四 平成十八年四月以後の給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であったもののうち人事委員会の定めるもの又は三級であったもの(第八号区分の項第四号に掲げる者を除く。)</p> <p>五 平成十八年四月以後の給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であったもののうち人事委員会の定めるもの又は三級であったもの(第八号区分の項第五号に掲げる者を除く。)</p> <p>六 平成十八年四月以後の給与条例の教育職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であったもの</p> <p>七 平成十八年四月以後の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもの</p> <p>八 平成十八年四月以後の給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であったもの(第八号区分の項第八号に掲げる者を除く。)</p> <p>九 平成十八年四月以後の給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもののうち人事委員会の定めるもの又は五級であったもの(第八号区分の項第九号に掲げる者を除く。)</p> <p>一〇 平成十八年四月以後の給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>一一 平成十八年四月一日以後適用されている単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(他の条例等において準用する場合を含む。以下「平成十八年四月以後の単労給与条例」という。)の適用を受けていた者のうち人事委員会の定めるもの</p> <p>一二 平成十八年四月以後の任期付研究員条例第五条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表一号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>一三 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>
---

第十号区分

るもの

- 一 平成十八年四月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもの
- 二 平成十八年四月以後の給与条例の警察職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもののうち人事委員会の定めるもの又は四級であったもの（第九号区分の項第二号に掲げる者を除く。）
- 三 平成十八年四月以後の給与条例の海事職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもの（第九号区分の項第三号に掲げる者を除く。）
- 四 平成十八年四月以後の給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級又は二級であったもの（第九号区分の項第四号に掲げる者を除く。）のうち人事委員会の定めるもの
- 五 平成十八年四月以後の給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であったもの（第九号区分の項第五号に掲げる者を除く。）のうち人事委員会の定めるもの
- 六 平成十八年四月以後の給与条例の教育職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であったもののうち人事委員会の定めるもの
- 七 平成十八年四月以後の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であったもののうち人事委員会の定めるもの
- 八 平成十八年四月以後の給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であったもののうち人事委員会の定めるもの
- 九 平成十八年四月以後の給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもののうち人事委員会の定めるもの又は四級であったもの（第九号区分の項第九号に掲げる者を除く。）

第十号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>一〇 平成十八年四月以後の給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもののうち人事委員会の定めるもの又は四級であったもの（第九号区分の項第一〇号に掲げる者を除く。）</li> <li>一一 平成十八年四月以後の単労給与条例の適用を受けていた者（第九号区分の項第一一号に掲げる者を除く。）のうち人事委員会の定めるもの</li> <li>一二 平成十八年四月以後の任期付研究員条例第五条第二項の給料表の適用を受けていた者</li> <li>一三 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</li> </ul>
第十一号区分	<p>第一号区分から第十号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者</p>

人事委員会規則七・一九三（平成十八年改正条例附則第二項から第五項までの規定による退職手当）をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七・一九三

平成十八年改正条例附則第二項から第五項までの規定による退職手当

（趣旨）

第一条 この規則は、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年三月青森県条例第十一号。以下「改正条例」という。）附則第二項から第五項までの規定に基づき、改正条例の施行に伴う経過措置に関し必要な事項を定めるものとする。

（改正条例附則第三項の規定により読み替えて適用する附則第二項の人事委員会規則で定める額）

第二条 改正条例附則第三項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第二項の

人事委員会規則で定める額は、改正条例附則第三項に規定する者が、人事委員会の定めるところにより、改正条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年十二月青森県条例第六十二号）第五条の二第二号から第十九号までの規定に規定する在職期間において同条例第一条第一項に規定する職員として在職していたものとみなした場合には、その者が改正条例の施行の日の前日において受ける給料月額とする。

（改正条例附則第五項の規定により読み替えて適用する附則第四項の人事委員会規則で定める額）

第三条 改正条例附則第五項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第四項の人事委員会規則で定める額は、前条に規定する給料月額とする。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

人事委員会規則二・三一（人事委員会事務専決代決規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則二・三一（人事委員会事務専決代決規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則二・三二（人事委員会事務専決代決規則）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十一号中クを削り、ケをクとし、コをケとし、サをコとし、シからセまでを削り、ソをサとし、タをシとし、チをスとし、ツをセとし、同表第二十二号中「第二条第四項」を「第二条第二項」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

人事委員会規則六・一五（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則六・一五（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則  
人事委員会規則六・一五（職員の任用に関する規則）の一部を次のように改正する。  
第四十三条第三項中「九級」を「七級」に、別表第一職員採用上級試験の項中「二級」を「一級」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

人事委員会規則六・一八（公益法人等への職員の派遣等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則六・一八（公益法人等への職員の派遣等）の一部を改正する規則

人事委員会規則六・一八（公益法人等への職員の派遣等）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「又はその日から一年以内の規則七・三九第三十五条に定める昇給の時期」を「及びその日後における最初の昇給日（規則七・三九第三十三条に規定する昇給日をいう。）又はそのいずれかの日」に、「給料月額を調整し、又は当該期間の範囲内でその職務に復帰した日の翌日以後の最初の昇給に係る昇給期間（職員の給与に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十七号）第四条第六項又は第八項ただし書に規定する期間のそれぞれの最短の期間をいう。以下同じ。）を短縮」を「号給を調整」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「給料月額の調整等」を「号給の調整」に、「前二項」を「前項」に、「これら」を「同項」に、「給料月額を調整し、又は昇給期間を短縮」を「号給を調整」に改め、同項を同条第二項とする。  
第八条第一項中「給料月額」を「号給」に改め、同条第二項を削る。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・三（県税事務手当）等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則六・一九（任期付職員の採用等）の一部を改正する規則

人事委員会規則六・一九（任期付職員の採用等）の一部を次のように改正する。

第八条の見出し中「給料月額等の決定等」を「号給の決定」に改め、同条中「給料月額及びこれに係る次期昇給予定の時期は」を「号給は」に、「給料月額及びこれに係る次期昇給予定の時期の」を「号給を超えない」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・〇（給料等の支給）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七・〇（給料等の支給）の一部を改正する規則

人事委員会規則七・〇（給料等の支給）の一部を次のように改正する。

第五条の二（見出しを含む。）中「調整手当」を「地域手当」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・三（県税事務手当）等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七・三（県税事務手当）等の一部を改正する規則

人事委員会規則七・三（県税事務手当）等の一部を次のように改正する。

（人事委員会規則七・三（県税事務手当）の一部改正）

第一条 人事委員会規則七・三（県税事務手当）の一部を次のように改正する。

第二条中「（以下「税務課」という。）」の下に、「地域県民局の県税課」を加える。

第三条第一項第一号中「職員で、」の下に「地域県民局の県税課又は」を加え、「行政職給料表一級の職員」を「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第三号に規定する徴税吏員以外の職員」に改め、同項第二号イ中「県税事務所」を「地域県民局の県税課又は県税事務所」に改める。

（人事委員会規則七・六四（職業訓練指導員手当）の一部改正）

第二条 人事委員会規則七・六四（職業訓練指導員手当）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年三月青森県条例第九号）附則第九項から第十一項までの規定による給料を支給される職員に関する前項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年三月青森県条例第九号）附則第九項から第十一項までの規定による給料の額との合計額」とする。

（人事委員会規則七・九六（狂犬病予防等作業手当）の一部改正）

第三条 人事委員会規則七・九六（狂犬病予防等作業手当）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「青森県飼い犬の管理及び犬による危害の防止に関する条例（昭和四十年十二月青森県条例第六十二号。以下「飼い犬等条例」という。）第七条第一項」を「青森県動物の愛護及び管理に関する条例（平成十四年十二月青森県条例第八十一号。以下「動物愛護条例」という。）第二十一条第一項」に改め、同条第二項第五号中「飼い犬等条例第七条第一項」を「動物愛護条例第二十一条第一項」に改め、同項第六号中「飼い犬等条例第七条第五項」を「動物愛護条例第二十一条第六項」に改める。

（人事委員会規則七・九八（家畜診療手当）の一部改正）

第四条 人事委員会規則七・九八（家畜診療手当）の一部を次のように改正する。



第二条中「農林水産事務所」を「地域県民局又は農林水産事務所」に、「農林水産事務所家畜保健衛生所」を「地域県民局の地域農林水産部の家畜保健衛生所又は農林水産事務所の家畜保健衛生所」に改める。

(人事委員会規則七・一〇六(用地買収交渉等手当)の一部改正)

第五条 人事委員会規則七・一〇六(用地買収交渉等手当)の一部を次のように改正する。

第二条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 地域県民局の地域農林水産部及び地域整備部

(人事委員会規則七・一七〇(災害応急作業等手当)の一部改正)

第六条 人事委員会規則七・一七〇(災害応急作業等手当)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、第一号として次の一号を加える。

一 地域県民局の地域農林水産部及び地域整備部

同条第二項中「公署は、」の下に「地域県民局の地域整備部又は」を加える。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・一九(給料の調整額)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七・一九(給料の調整額)の一部を改正する規則

人事委員会規則七・一九(給料の調整額)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「調整基本額」を「調整基本額(その額が給料月額百分の四・五を超えるときは、給料月額百分の四・五に相当する額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)」に改める。

第二条の次に次の一条を加える。

第三条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年三月青森県条例第九号)附則第九項から第十一項までの規定による給料を支給される職員に関する

る第二条第二項の規定の適用については、同項中「給料月額百分の二十五」とあるのは、「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年三月青森県条例第九号)附則第九項から第十一項までの規定による給料の額との合計額の百分の二十五」とする。  
別表第一の勤務箇所の項中「あすなる学園」を「あすなる医療療育センター」に、「さわらび園」を「さわらび医療療育センター」に改める。  
別表第二を次のように改める。

別表第二 調整基本額表 (第二条関係)  
ア 行政職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,500円
2 級	8,500円
3 級	9,600円
4 級	10,200円
5 級	10,600円
6 級	11,200円
7 級	12,100円
8 級	12,700円
9 級	14,400円
10 級	16,000円

イ 警察職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	7,900円
2 級	8,700円
3 級	9,400円
4 級	10,600円
5 級	11,200円
6 級	11,600円
7 級	12,000円
8 級	12,500円
9 級	13,100円

ウ 教育職給料表 (一)

職務の級	調 整 基 本 額
------	-----------

1 級	9,000円
2 級	11,100円
3 級	12,000円 (条例別表第四イの備考(二)に定める職員にあつては、 12,200円)
4 級	13,200円

エ 教育職給料表 (二)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,400円
2 級	10,900円
3 級	11,600円 (条例別表第四ロの備考(二)に定める職員にあつては、 11,800円)
4 級	12,800円

オ 教育職給料表 (三)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	10,500円
2 級	11,900円
3 級	12,700円
4 級	15,100円

カ 医療職給料表 (一)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	10,800円
2 級	13,100円
3 級	14,500円
4 級	15,500円

キ 医療職給料表 (二)

職務の級	調 整 基 本 額
------	-----------

1 級	6,100円
2 級	8,000円
3 級	9,100円
4 級	9,700円
5 級	10,500円
6 級	11,300円
7 級	12,200円

ク 医療職給料表 (三)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,000円
2 級	9,400円
3 級	9,700円
4 級	10,000円
5 級	10,400円
6 級	11,600円
7 級	12,600円

附 則

( 施行期日 )

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

( 経過措置 )

2 職員の給与に関する条例(昭和二十六年七月青森県条例第三十七号。以下「条例」という。)第七条の規定により給料の調整を行う職を占める職員(次項において「給料の調整額適用職員」という。)のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、この規則による改正後の人事委員会規則七・

一九(給料の調整額)第二条第二項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつては、その額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年七月青森県条例第十六号)第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の調整額として支給する。

一 平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで 百分の百

二 平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで 百分の七十五

三 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで 百分の五十

四 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで 百分の二十五

3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 この規則の施行の日(以下この項において「施行日」という。)の前日から引き続き給料の調整額適用職員(第三号に該当する職員を除く。)である職員 同日にその者に適用されていた調整基本額

二 施行日以後に新たに給料の調整額適用職員となつた職員(次号に該当する職員及び施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなつた職員を除く。) 施行日の前日に新たに給料の調整額適用職員になつた場合、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年三月青森県条例第九号)第一条の規定による改正前の条例及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号給を基礎としてこの規則による改正前の人事委員会規則七・一九(給料の調整額)(次号において「改正

前の規則」という。(第二条第二項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

三 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった職員(施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。)(施行日の前日に当該場合に該当することとなったとした場合(次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用職員となった者にあつては、施行日の前日に新たに給料の調整額適用職員となり、同日に次に掲げる場合に該当することとなったとした場合)に同日にその者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号給を基礎として改正前の規則第二条第二項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額。ただし、施行日以後に人事委員会規則七・一九一(平成十八年改正条例附則第九項から第十一項までの規定による給料)第四条第五号に掲げる場合に該当することとなった職員にあつては、人事委員会の定める額

ア 給料表の適用を異にする異動をした場合

イ 人事委員会規則七・一九一(平成十八年改正条例附則第九項から第十一項までの規定による給料)第四条各号に掲げる場合に該当することとなった職員

四 施行日以後に、給料表の適用を受けない県職員、国又は他の地方公共団体の職員、公庫等の職員その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であつた者から人事交流等により新たに給料表の適用を受ける職員となつた職員 当該職員が施行日の前日に給料表の適用を受ける職員であつたものとみなして前二号の規定を適用した場合に同日にその者に適用されることとなる調整基本額

4 前二項に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

人事委員会規則七・三八(給料表の適用範囲)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七・三八(給料表の適用範囲)の一部を改正する規則

人事委員会規則七・三八(給料表の適用範囲)の一部を次のように改正する。

第六条第一号を次のように改める。

一 県立美術館開館準備室

第七条中、「中央病院」を、「地域県民局地域健康福祉部、中央病院」に、「あすなる学園、さわらび園」を「あすなる医療療育センター、さわらび医療療育センター」に改める。

第八条第一号中「中央病院」を「地域県民局地域健康福祉部、中央病院」に、「あすなる学園、さわらび園」を「あすなる医療療育センター、さわらび医療療育センター」に改め、同条第二号中「健康福祉こどもセンター」を「地域県民局地域健康福祉部、健康福祉こどもセンター、動物愛護センター」に改める。

第九条中「中央病院」を「地域県民局地域健康福祉部、中央病院」に、「あすなる学園、さわらび園」を「あすなる医療療育センター、さわらび医療療育センター」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・三九(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七・三九(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則

人事委員会規則七・三九(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を次のように改正する。

目次中「給料月額」を「号給」に、「第七章 昇給期間の短縮(第二十九条・第三十二条)」を「第七章 削除」に改める。

第二条中第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第三号とし、第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号から第十三号までを二号ずつ繰り上げる。

第四章の章名中「給料月額」を「号給」に改める。

第十一条第一項第一号ア中「十級及び十一級」を「八級、九級及び十級」に改め、

同号イ中「九級及び十級」を「八級及び九級」に改める。

第十二条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第一項中「給料月額」を「号給」に、「第二十三条第一項第一号から第三号まで若しくは第二項第一号から第三号まで又は第二十四条第一項第一号若しくは第二号」を「第二十三条第一項又は第二十四条第一項」に改め、同条第二項中「給料月額」を「号給」に改める。

第十四条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第一項中「の数」の下に「に四を乗じて得た数」を加える。

第十五条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第一項中「給料月額」を「号給」に改め、「十八月（第一号、第二号又は第四号に掲げる者の当該各号に定める経験年数のうち五年までの年数及び第三号又は第五号に掲げる者で必要経験年数が五年未満の年数とされている職務の級に決定されたものの当該各号に定める経験年数のうち五年から当該必要経験年数を減じた年数を超えない年数のそれぞれの月数については、十二月）」を「十二月（その者の経験年数のうち五年を超える経験年数の月数にあつては、十八月）」に改め、「これを切り捨てた数」の下に「に四を乗じて得た数」を、「号数とする号給」の下に「（人事委員会の定める者にあつては、当該号給の数に三を超えない範囲内で人事委員会の定める数を加えて得た数を号数とする号給）」を加え、同項ただし書を削る。

第十六条の見出し、第十七条（見出しを含む。）、第十八条（見出しを含む。）及び第十九条（見出しを含む。）中「給料月額」を「号給」に改める。

第二十三条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第一項を次のように改める。

職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第七に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

第二十三条第二項を削り、同条第三項中「前二条」を「前三条」に、「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に、「給料月額」を「号給」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項及び第七項を削り、同条に次の一項を加える。

4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前三項の規定にかかわらず、人事委員会の定める号給とする。

第二十四条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第一項を次のように改める。

職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）とする。

第二十四条第三項中「による職員の給料月額が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは」を「により職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には」に、「給料月額を」を「号給を」に改め、同条第四項中「給料月額」を「号給」に、「給与条例」を「条例」に、「第一項各号」を「第一項」に改める。

第二十六条の見出し及び同条第一項（第二号を除く。）中「給料月額」を「号給」に改め、同項第一号中「昭和三十七年十月一日（以下「基準日」という。）以後に新たに職員となつた者（次号及び第三号に掲げる者を除く。）」を「次号及び第三号に掲げる者以外の者」に、「時」を「とき」に改め、同項第二号中「基準日の前日から引き続き在職する職員及び基準日以後に新たに職員となり」を削り、「給料月額」を「初任給の」に、「こととなる給料月額」を「こととなる号給」に改め、同項第三号中「基準日以後に新たに職員となつた者のうち」を削り、同条第二項及び第三項中「給料月額」を「号給」に改める。

第二十八条（見出しを含む。）及び第二十八条の二（見出しを含む。）中「給料月額」を「号給」に改める。

第七章及び第八章を次のように改める。

第七章 削除

第二十九条から第三十二条まで 削除

第八章 昇給

（昇給日）

第三十三条 条例第四条第五項の人事委員会規則で定める日は、第三十八条又は第三十九条に定めるものを除き、毎年四月一日（以下「昇給日」という。）とする。

（勤務成績の証明）

第三十四条 条例第四条第五項の規定による昇給（第三十八条又は第三十九条に定めるところにより行うものを除く。第三十六条において同じ。）は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

（行政職給料表の七級以上の職員に相当する職員）

第三十五条 条例第四条第六項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 警察職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの
  - 二 教育職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が四級であるもの
  - 三 教育職給料表(二)の適用を受ける職員でその職務の級が四級であるもの
  - 四 教育職給料表(三)の適用を受ける職員でその職務の級が四級であるもの
  - 五 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が四級(人事委員会規則七・六七(管理職手当)(以下「規則七・六七」という。))の規定による管理職手当の支給割合が百分の十六又は百分の十四の職を占める職員に限る。(及び五級であるもの)
  - 六 医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が三級以上であるもの
  - 七 医療職給料表(二)の適用を受ける職員でその職務の級が七級であるもの
  - 八 医療職給料表(三)の適用を受ける職員でその職務の級が六級(規則七・六七の規定による管理職手当の支給割合が百分の十六又は百分の十四の職を占める職員に限る。)(及び七級であるもの)
- (昇給区分及び昇給の号給数)
- 第三十六条 職員を条例第四条第五項の規定による昇給をさせる場合の号給数は、当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下この条において「昇給区分」という。)(に応じて別表第七の二に定める昇給号給数表に定める号給数とする。この場合において、昇給区分をEに決定された職員は、昇給しない。
- 2 職員の昇給区分は、第三十四条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第四号又は第五号に掲げる職員に該当するか否かの判断は、人事委員会の定めるところにより行うものとする。
    - 一 勤務成績が極めて良好である職員 A
    - 二 勤務成績が特に良好である職員 B
    - 三 勤務成績が良好である職員 C
    - 四 勤務成績がやや良好でない職員 D
    - 五 勤務成績が良好でない職員 E
  - 3 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。
    - 一 人事委員会の定める事由以外の事由によつて昇給日前一年間(当該期間の中途において新たに職員となつた者にあつては、新たに職員となつた日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。)(の六分の一に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員(前項第五号に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。)( D
    - 二 人事委員会の定める事由以外の事由によつて基準期間の二分の一に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 E
  - 4 前項の規定により昇給区分を決定することとした場合に昇給区分がD又はEとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不相当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して、当該昇給区分より上位の昇給区分(A及びBの昇給区分を除く。)(に決定することができる。
    - 5 各任命権者において、前三項の規定により昇給区分を決定する職員の総数に占めるA又はBの昇給区分に決定する職員の数の割合は、人事委員会の定める割合に概ね合致していなければならない。
      - 6 前年の昇給日後に新たに職員となつた者又は同日後に第二十三条第三項、第二十六条第二項(第二十八条において準用する場合を含む。)(若しくは第四十二条の規定により号給を決定された職員の昇給の号給数は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となつた日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数(一月未満の端数があるときは、これを一月とする。)(を十二月で除した数を乗じて得た数(一月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数(人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める号給数)とする。この場合において、この項の規定による号給数が零となる職員は、昇給しない。
        - 7 第一項又は前項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給(当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第二十五条に規定する異動をした職員にあつては、当該異動後の号給)の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。
          - 8 一の昇給日において第二項の規定により昇給区分をA又はBに決定する職員の昇給の号給数の合計は、各任命権者の職員の定数、第五項の人事委員会の定める割合等を考慮して各任命権者ごとに人事委員会の定める号給数を超えてはならない。(昇給号給数の抑制に係る年齢の特例等)

第三十七条 条例第四条第七項の人事委員会規則で定める職員は、医療職給料表(一)の

適用を受ける職員とし、同項の人事委員会規則で定める年齢は、五十七歳とする。

2 条例第四条第七項の規定の適用については、同項に規定する年齢に達した日以後における最初の三月三十一日に当該年齢に達したものとする。

(研修、表彰等による昇給)

第三十八条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て、当該各号に定める日に、条例第四条第五項の規定による昇給をさせることができる。

一 研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日

二 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があつたことにより、又は特殊の施設において極めて困難な勤務条件の下で職務に献身精励し、公務のため顕著な功労があつたことにより表彰又は顕彰を受けた場合 表彰若しくは顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日

三 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職する場合 退職の日

(特別の場合の昇給)

第三十九条 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となつた場合その他特に必要があると認められる場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て、人事委員会の定める日に、条例第四条第五項の規定による昇給をさせることができる。

(最高号給を受ける職員についての適用除外)

第四十条 この章の規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。

第四十一条 削除

第九章の章名中「給料月額」を「号給」に改める。

第四十二条(見出しを含む。)中「給料月額」を「号給」に、「第二十三条第五項」を「第二十三条第三項」に改める。

第四十四条中「給料月額」を「号給」に改める。

第四十四条の次に次の一条を加える。

(報告)

第四十四条の二 人事委員会は、この規則で別に定めるもののほか、必要があると認めるときは、任命権者に対し、職員の職務の級及び号給の決定等に係る事項について報告を求めることができる。

別表第一の行政職給料表級別標準職務表を次のように改める。

ア 行政職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
一級	定型的な業務を行う職務
二級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
三級	主査の職務 高度の知識経験を必要とし、困難な専門的業務を行う職務
四級	主幹の職務 出先機関の困難な業務を処理する課長の職務 高度の知識経験を必要とし、特に困難な専門的業務を行う職務
五級	総括主幹の職務 出先機関の相当困難な業務を処理する次長の職務 困難な総括的業務を処理する職務
六級	副参事の職務 相当困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 出先機関の困難な業務を処理する次長の職務
七級	本庁の課長又は総括副参事の職務 困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 出先機関の重要かつ困難な業務を処理する次長の職務
八級	本庁の次長又は参事の職務 特に困難な業務を所掌する出先機関の長の職務
九級	本庁の部長又は理事の職務 重要かつ困難な業務を所掌する出先機関の長の職務
一級	本庁の特に重要な業務を所掌する部長の職務 特に重要かつ困難な業務を所掌する出先機関の長の職務

別表第一の警察職給料表級別標準職務表を次のように改める。

イ 警察職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
一級	巡査の行う職務





の 試 験		試 験	学 歴	職 務 の 級						
中 級	上 級			一 級	二 級	三 級	四 級	五 級	六 級	七 級
短大卒	大学卒	免許等								

別表第二の警察職給料表級別資格基準表を次のように改める。  
イ 警察職給料表級別資格基準表

そ の 他	正 規 の 試 験			試 験	学 歴	職 務 の 級								
	初 級	中 級	上 級			一 級	二 級	三 級	四 級	五 級	六 級	七 級		
中学卒	高校卒	短大卒	大学卒	免許等										

別表第二の行政職給料表級別資格基準表の表を次のように改める。

四 級	困難な業務を処理する主任看護師又は主査の職務	を
四 級	総括主任看護師又は総括主査の職務	を
四 級	困難な業務を処理する主査の職務	に改める。
四 級	総括主査の職務	を

二級九号給	二級二号給	一級四号給	一級二号給
二級三号給	二級一号給	一級一号給	一級一号給

別表第六の教育職給料表(一)初任給基準表の表中

を 二級二号給 一級一号給 一級一号給 二級一号給 に改める。

三級二号給	二級二号給	一級一号給
二級一号給	二級三号給	三級二号給

別表第六の海事職給料表初任給基準表の表中

に改め、同表の備考第一項を削り、

二級二号給	一級五号給	一級三号給	一級二号給	一級一号給	一級一号給	一級一号給
一級二号給	一級四号給	一級二号給	一級一号給	一級一号給	一級一号給	一級一号給

別表第六の警察職給料表初任給基準表の表中

に改める。

別表第六の行政職給料表初任給基準表の表中

そ の 他	正 規	
	初 級	高 校 卒
中学卒	高校卒	
四		
六	二	二
九	三	三
一四	五	五
二	一六	六
三三	二	二
三四	二	二



一級四号給
一級三号給
一級四号給
一級一号給
一級六号給
一級四号給
一級二号給
一級二号給

一級一七号給
一級一七号給
一級一七号給
一級一七号給
一級一七号給
一級一七号給
一級一七号給
一級一七号給

別表第六の医療職給料表(三)初任給基準表の表中

二級四号給
二級三号給
二級三号給
二級二号給
二級二号給
一級二号給

二級一七号給
二級一七号給
二級一七号給
二級一七号給
二級一七号給
二級一七号給
二級一七号給
二級一七号給

を

に改め、同表の備考第三項中「二

級五号給」を「二級一七号給」に、「二級四号給」を「二級九号給」に改める。

別表第七及び別表第七の二を次のように改める。

別表第七 昇格時号給対応表(第二十三条関係)  
ア 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日を受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給									
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1
11	1	1	1	1	3	3	1	1	1	1
12	1	1	1	1	4	4	1	1	1	1
13	1	1	1	1	5	5	1	1	1	1
14	1	1	1	1	6	6	2	1	1	1
15	1	1	1	1	7	7	3	1	1	1
16	1	1	1	1	8	8	4	1	1	1
17	1	1	1	1	9	9	5	1	1	1
18	1	2	2	2	10	10	6	2	1	1
19	1	3	3	3	11	11	7	3	1	1
20	1	4	4	4	12	12	8	4	1	1
21	1	5	5	5	13	13	9	5	1	1
22	1	6	6	6	14	14	10	6	2	2
23	1	7	7	7	15	15	11	7	3	3

24	1	8	8	16	16	12	12	8	4
25	1	9	9	17	17	13	13	9	5
26	1	10	10	18	18	14	14	10	6
27	1	11	11	19	19	15	15	11	7
28	1	12	12	20	20	16	16	12	8
29	1	13	13	21	21	17	17	13	9
30	1	14	14	22	22	18	18	13	10
31	1	15	15	23	23	19	19	13	11
32	1	16	16	24	24	20	20	13	12
33	1	17	17	25	25	21	21	14	13
34	2	18	18	26	26	21	22	14	13
35	3	19	19	27	27	22	23	14	13
36	4	20	20	28	28	22	24	14	14
37	5	21	21	29	29	23	25	15	14
38	6	22	22	30	30	23	25	15	14
39	7	23	23	31	31	24	26	15	15
40	8	24	24	32	32	24	26	15	15
41	9	25	25	33	33	25	27	16	15
42	10	26	26	34	34	25	27	16	
43	11	27	27	35	35	26	28	16	
44	12	28	28	36	36	26	28	16	
45	13	29	29	37	37	27	29	17	
46	14	30	30	38	38	27	29		
47	15	31	31	39	39	28	30		
48	16	32	32	40	40	28	30		
49	17	33	33	41	41	29	31		
50	18	34	34	42	41	29	31		

51	19	35	35	43	42	29	32		
52	20	36	36	44	42	30	32		
53	21	37	37	45	43	30	33		
54	22	38	38	46	43	30	33		
55	23	39	39	47	44	31	34		
56	24	40	40	48	44	31	34		
57	25	41	41	49	45	31	35		
58	25	41	42	50	45	32	35		
59	26	42	43	51	46	32	36		
60	26	42	44	52	46	32	36		
61	27	43	45	53	47	33	37		
62	27	43	45	54	47	33			
63	28	44	45	55	48	34			
64	28	44	46	56	48	34			
65	29	45	46	57	49	35			
66	29	45	46	58	49	35			
67	30	46	47	59	50	36			
68	30	46	47	60	50	36			
69	31	47	47	61	51	37			
70	31	47	48	62	51	37			
71	32	48	48	63	52	38			
72	32	48	48	64	52	38			
73	33	49	49	65	53	39			
74	33	49	49	66	54	39			
75	34	49	49	67	55	40			
76	34	49	50	68	56	40			
77	35	50	50	69	57	41			





57	49	45	41	33	49	49	45	35
58	50	46	42	34	50	49	46	35
59	51	47	43	35	51	49	47	36
60	52	48	44	36	52	50	48	36
61	53	49	45	37	53	50	49	37
62	54	50	46	38	54	50	50	
63	55	51	47	39	55	51	51	
64	56	52	48	40	56	51	52	
65	57	53	49	41	57	51	53	
66	58	54	50	42	58	52	53	
67	59	55	51	43	59	52	54	
68	60	56	52	44	60	52	54	
69	61	57	53	45	61	53	55	
70	62	58	54	45	62	54	55	
71	63	59	55	46	63	55	56	
72	64	60	56	46	64	56	56	
73	65	61	57	47	65	57	57	
74	66	62	58	47	66	58	58	
75	67	63	59	48	67	59	59	
76	68	64	60	48	68	60	60	
77	69	65	61	49	69	61	61	
78	70	66	62	50	70	62		
79	71	67	63	51	71	63		
80	72	68	64	52	72	64		
81	73	69	65	53	73	65		
82	74	70	66	54	74	65		
83	75	71	67	55	75	66		

84	76	72	68	56	76	66		
85	77	73	69	57	77	67		
86	78	74	69	57	78			
87	79	75	70	58	79			
88	80	76	70	58	80			
89	81	77	71	59	81			
90	81	78	71	59	82			
91	82	79	72	60	83			
92	82	80	72	60	84			
93	83	81	73	61	85			
94	83	82	74	61				
95	84	83	75	61				
96	84	84	76	62				
97	85	85	77	62				
98	86	86	78	62				
99	87	87	79	63				
100	88	88	80	63				
101	89	89	81	63				
102	90	90	82	64				
103	91	91	83	64				
104	92	92	84	64				
105	93	93	85	65				
106	93	93	86	66				
107	94	94	87	67				
108	94	94	88	68				
109	95	95	89	69				
110	95	95	89	70				

111	96	96	90	71					
112	96	96	90	72					
113	97	97	91	73					
114	97	98	91	73					
115	98	99	92	74					
116	98	100	92	74					
117	99	101	93	75					
118	99	101	94	75					
119	100	101	95	76					
120	100	102	96	76					
121	101	102	97	77					
122	101	102	98	78					
123	102	103	99	79					
124	102	103	100	80					
125	103	103	101	81					
126		104	101						
127		104	102						
128		104	102						
129		105	103						
130		105	103						
131		106	104						
132		106	104						
133		107	105						
134		107	106						
135		108	107						
136		108	108						
137		109	109						

138	109	110					
139	109	111					
140	110	112					
141	110	113					
142	110						
143	111						
144	111						
145	111						

ウ 海事職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給				
	2級	3級	4級	5級	
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	1	1	2
15	1	1	1	1	3



16	1	1	1	4
17	1	1	1	5
18	1	2	2	6
19	1	3	3	7
20	1	4	4	8
21	1	5	5	9
22	2	6	6	10
23	3	7	7	11
24	4	8	8	12
25	5	9	9	13
26	6	10	10	14
27	7	11	11	15
28	8	12	12	16
29	9	13	13	17
30	10	14	14	18
31	11	15	15	19
32	12	16	16	20
33	13	17	17	21
34	14	18	18	22
35	15	19	19	23
36	16	20	20	24
37	17	21	21	25
38	17	22	21	26
39	17	23	22	27
40	18	24	22	28
41	18	25	23	29
42	18	25	23	30

43	19	26	24	31
44	19	26	24	32
45	19	27	25	33
46	20	27	25	34
47	20	28	26	35
48	20	28	26	36
49	21	29	27	37
50	21	29	27	37
51	22	30	28	37
52	22	30	28	38
53	23	31	29	38
54	23	31	30	38
55	24	32	31	39
56	24	32	32	39
57	25	33	33	39
58	25	33	33	40
59	26	34	33	40
60	26	34	34	40
61	27	35	34	41
62	27	35	34	41
63	28	36	35	42
64	28	36	35	42
65	29	37	35	43
66	29	37	36	43
67	30	38	36	44
68	30	38	36	44
69	31	39	37	45

70			37	45
71			37	46
72			37	46
73			38	47
74			38	47
75			38	48
76			38	48
77			39	49
78			39	50
79			39	51
80			39	52
81			40	53
82			40	54
83			40	55
84			40	56
85			41	57
86			41	58
87			41	59
88			41	60
89			42	61
90			42	
91			42	
92			42	
93			43	
94			43	
95			43	
96			43	

97			44	
98			44	
99			44	
100			44	
101			45	

工 教育職給料表(昇格時号給対応表)

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	給
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	1	1

19	1	1	1	1
20	1	1	1	1
21	1	1	1	1
22	2	1	1	1
23	3	1	1	1
24	4	1	1	1
25	5	1	1	1
26	6	1	1	1
27	7	1	1	1
28	8	1	1	1
29	9	1	1	1
30	10	1	1	1
31	11	1	1	1
32	12	1	1	1
33	13	1	1	1
34	14	1	1	1
35	15	1	1	1
36	16	1	1	1
37	17	1	1	1
38	18	1	1	1
39	19	1	1	1
40	20	1	1	1
41	21	1	1	1
42	22	1	1	2
43	23	1	1	3
44	24	1	1	4
45	25	1	1	5

46	26	1	6
47	27	1	7
48	28	1	8
49	29	1	9
50	30	1	10
51	31	1	11
52	32	1	12
53	33	1	13
54	33	2	14
55	34	3	15
56	34	4	16
57	35	5	17
58	35	6	18
59	36	7	19
60	36	8	20
61	37	9	21
62	37	10	22
63	38	11	23
64	38	12	24
65	39	13	25
66	39	14	26
67	40	15	27
68	40	16	28
69	41	17	29
70	42	18	30
71	43	19	31
72	44	20	32

73	45	21	33
74	45	22	34
75	46	23	35
76	46	24	36
77	47	25	37
78	47	26	
79	48	27	
80	48	28	
81	49	29	
82	49	30	
83	49	31	
84	50	32	
85	50	33	
86	50	34	
87	51	35	
88	51	36	
89	51	37	
90	52	38	
91	52	39	
92	52	40	
93	53	41	
94	53	42	
95	54	43	
96	54	44	
97	55	45	
98	55	46	
99	56	47	

100	56	48	
101	57	49	
102	57	49	
103	58	50	
104	58	50	
105	59	51	
106	59	51	
107	60	52	
108	60	52	
109	61	53	
110	61	53	
111	61	54	
112	61	54	
113	62	55	
114	62	55	
115	62	56	
116	62	56	
117	63	57	
118	63	57	
119	63	58	
120	63	58	
121	64	59	
122	64	59	
123	64	60	
124	64	60	
125	65	61	
126	65	61	

127	65	61	
128	65	61	
129	65	62	
130	65	62	
131	65	62	
132	66	62	
133	66	63	
134	66	63	
135	66	63	
136	66	63	
137	66	64	
138	66		
139	67		
140	67		
141	67		
142	67		
143	67		
144	67		
145	67		
146	68		
147	68		
148	68		
149	68		
150	68		
151	68		
152	68		
153	69		

才 教育職給料表( )昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	1	1
19	11	1	1
20	12	1	1
21	13	1	1
22	14	1	1
23	15	1	1
24	16	1	1

25	17	1	1
26	18	1	1
27	19	1	1
28	20	1	1
29	21	1	1
30	22	1	1
31	23	1	1
32	24	1	1
33	25	1	1
34	26	1	1
35	27	1	1
36	28	1	1
37	29	1	1
38	30	1	1
39	31	1	1
40	32	1	1
41	33	1	1
42	34	1	1
43	35	1	1
44	36	1	1
45	37	1	1
46	38	1	1
47	39	1	1
48	40	1	1
49	41	1	1
50	41	2	1
51	42	3	1

52	42	4	1
53	43	5	1
54	43	6	1
55	44	7	1
56	44	8	1
57	45	9	1
58	46	10	2
59	47	11	3
60	48	12	4
61	49	13	5
62	49	14	6
63	50	15	7
64	50	16	8
65	51	17	9
66	51	18	10
67	52	19	11
68	52	20	12
69	53	21	13
70	53	22	14
71	54	23	15
72	54	24	16
73	55	25	17
74	55	26	18
75	56	27	19
76	56	28	20
77	57	29	21
78	57	30	22

79	58	31	23
80	58	32	24
81	59	33	25
82	59	34	25
83	60	35	26
84	60	36	26
85	61	37	27
86	61	38	27
87	61	39	28
88	62	40	28
89	62	41	29
90	62	42	29
91	63	43	30
92	63	44	30
93	63	45	31
94	64	46	
95	64	47	
96	64	48	
97	65	49	
98	65	50	
99	65	51	
100	65	52	
101	66	53	
102	66	54	
103	66	55	
104	66	56	
105	67	57	

106	67	58	
107	67	59	
108	67	60	
109	68	61	
110	68	61	
111	68	62	
112	68	62	
113	69	63	
114	69	63	
115	69	64	
116	69	64	
117	70	65	
118	70	66	
119	70	67	
120	70	68	
121	71	69	
122	71	69	
123	71	70	
124	71	70	
125	72	71	
126		71	
127		72	
128		72	
129		73	
130		73	
131		74	
132		74	

133	75	75	
134	75	75	
135	76	76	
136	76	76	
137	77	77	
138	77	77	
139	78	78	
140	78	78	
141	79	79	
142	79	79	
143	80	80	
144	80	80	
145	81	81	
146	81	81	
147	82	82	
148	82	82	
149	83	83	

カ 教育職給料表(三)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1

7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	2	1	1
15	1	3	1	1
16	1	4	1	1
17	1	5	1	1
18	1	6	1	1
19	1	7	1	1
20	1	8	1	1
21	1	9	1	1
22	2	10	1	1
23	3	11	1	1
24	4	12	1	1
25	5	13	1	1
26	6	14	1	1
27	7	15	1	1
28	8	16	1	1
29	9	17	1	1
30	10	18	2	2
31	11	19	3	3
32	12	20	4	4
33	13	21	5	5



34	14	22	6
35	15	23	7
36	16	24	8
37	17	25	9
38	18	26	10
39	19	27	11
40	20	28	12
41	21	29	13
42	22	30	14
43	23	31	15
44	24	32	16
45	25	33	17
46	26	34	18
47	27	35	19
48	28	36	20
49	29	37	21
50	30	38	21
51	31	39	22
52	32	40	22
53	33	41	23
54	33	41	23
55	33	42	24
56	34	42	24
57	34	43	25
58	34	43	25
59	35	44	25
60	35	44	26

61	35	45	26
62	36	46	26
63	36	47	27
64	36	48	27
65	37	49	27
66	37	50	28
67	38	51	28
68	38	52	28
69	39	53	29
70	39	54	29
71	40	55	30
72	40	56	30
73	41	57	31
74	41	57	31
75	42	58	32
76	42	58	32
77	43	59	33
78	43	59	33
79	44	60	33
80	44	60	34
81	45	61	34
82	45	61	34
83	46	62	35
84	46	62	35
85	47	63	35
86	47	63	36
87	48	64	36

88	48	64	36
89	49	65	37
90	49	65	
91	49	66	
92	49	66	
93	50	67	
94	50	67	
95	50	68	
96	50	68	
97	51	69	
98	51	69	
99	51	70	
100	51	70	
101	52	71	
102	52	71	
103	52	72	
104	52	72	
105	53	73	
106	53		
107	53		
108	54		
109	54		
110	54		
111	55		
112	55		
113	55		
114	56		

115	56		
116	56		
117	57		
118	57		
119	57		
120	57		
121	58		
122	58		
123	58		
124	58		
125	59		
126	59		
127	59		
128	59		
129	60		

キ 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1

9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	1	1	1
15	1	1	1	1	1
16	1	1	1	1	1
17	1	1	1	1	1
18	1	1	1	2	1
19	1	1	1	3	1
20	1	1	1	4	1
21	1	1	1	5	1
22	1	1	1	6	2
23	1	1	1	7	3
24	1	1	1	8	4
25	1	1	1	9	5
26	2	1	1	10	6
27	3	1	1	11	7
28	4	1	1	12	8
29	5	1	1	13	9
30	6	1	1	14	10
31	7	1	1	15	11
32	8	1	1	16	12
33	9	1	1	17	13
34	10	2	1	18	14
35	11	3	1	19	15

36	12	4	20	16
37	13	5	21	17
38	14	6	22	17
39	15	7	23	18
40	16	8	24	18
41	17	9	25	19
42	18	10	26	19
43	19	11	27	20
44	20	12	28	20
45	21	13	29	21
46	22	14	29	21
47	23	15	30	22
48	24	16	30	22
49	25	17	31	23
50	25	17	31	23
51	26	18	32	24
52	26	18	32	24
53	27	19	33	25
54	27	19	34	25
55	28	20	35	26
56	28	20	36	26
57	29	21	37	27
58	30	21	37	27
59	31	22	38	28
60	32	22	38	28
61	33	23	39	29
62	33	23	39	29

63	34	24	40	29
64	34	24	40	30
65	35	25	41	30
66	35	25	41	30
67	36	26	41	31
68	36	26	42	31
69	37	27	42	31
70	37	27	42	32
71	38	28	43	32
72	38	28	43	32
73	39	29	43	33
74	39	29	44	
75	40	30	44	
76	40	30	44	
77	41	31	45	
78	41	31	45	
79	42	32	46	
80	42	32	46	
81	43	33	47	
82	43	33	47	
83	44	33	48	
84	44	34	48	
85	45	34	49	
86	46	34	49	
87	47	35	50	
88	48	35	50	
89	49	35	51	

90	49	36		
91	50	36		
92	50	36		
93	51	37		
94	51	37		
95	52	37		
96	52	38		
97	53	38		
98	54	38		
99	55	39		
100	56	39		
101	57	39		
102	57	40		
103	58	40		
104	58	40		
105	59	41		
106	59	41		
107	60	41		
108	60	42		
109	61	42		
110	61	42		
111	61	43		
112	62	43		
113	62	43		
114	62	44		
115	63	44		
116	63	44		

117	63	45		
118	64	45		
119	64	46		
120	64	46		
121	65	47		

ク 医療職給料表(一)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	2	1

19	1	3	1
20	1	4	1
21	1	5	1
22	2	6	1
23	3	7	1
24	4	8	1
25	5	9	1
26	6	10	2
27	7	11	3
28	8	12	4
29	9	13	5
30	10	14	6
31	11	15	7
32	12	16	8
33	13	17	9
34	14	18	10
35	15	19	11
36	16	20	12
37	17	21	13
38	18	22	14
39	19	23	15
40	20	24	16
41	21	25	17
42	22	26	18
43	23	27	19
44	24	28	20
45	25	29	21

46	26	30	22
47	27	31	23
48	28	32	24
49	29	33	25
50	29	34	26
51	29	35	27
52	30	36	28
53	30	37	29
54	30	37	30
55	31	38	31
56	31	38	32
57	31	39	33
58	32	39	34
59	32	40	35
60	32	40	36
61	33	41	37
62	33	41	37
63	34	42	38
64	34	42	38
65	35	43	39
66		43	39
67		44	40
68		44	40
69		45	41
70		45	41
71		45	42
72		46	42

73	46	43
74	46	43
75	47	44
76	47	44
77	47	45
78	48	45
79	48	46
80	48	46
81	49	47
82	49	47
83	49	48
84	50	48
85	50	49
86	50	49
87	51	50
88	51	50
89	51	51
90	52	
91	52	
92	52	
93	53	
94	53	
95	54	
96	54	
97	55	

ㄥ 医療職給料表(ㄥ)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	
1	1	1	1	1	1	1	
2	1	1	1	1	1	1	
3	1	1	1	1	1	1	
4	1	1	1	1	1	1	
5	1	1	1	1	1	1	
6	1	1	1	1	1	1	
7	1	1	1	1	1	1	
8	1	1	1	1	1	1	
9	1	1	1	1	1	1	
10	1	1	1	1	1	1	
11	1	1	1	1	1	1	
12	1	1	1	1	1	1	
13	1	1	1	1	1	1	
14	1	1	2	1	1	1	
15	1	1	3	1	1	1	
16	1	1	4	1	1	1	
17	1	1	5	1	1	1	
18	1	2	6	2	2	2	
19	1	3	7	3	3	3	
20	1	4	8	4	4	4	
21	1	5	9	5	5	5	
22	2	6	10	6	6	6	
23	3	7	11	7	7	7	
24	4	8	12	8	8	8	
25	5	9	13	9	9	9	

26	6	10	14	10	10	10
27	7	11	15	11	11	11
28	8	12	16	12	12	12
29	9	13	17	13	13	13
30	10	14	18	14	14	14
31	11	15	19	15	15	15
32	12	16	20	16	16	16
33	13	17	21	17	17	17
34	14	18	22	18	18	18
35	15	19	23	19	19	19
36	16	20	24	20	20	20
37	17	21	25	21	21	21
38	18	22	26	22	22	21
39	19	23	27	23	23	22
40	20	24	28	24	24	22
41	21	25	29	25	25	23
42	22	26	30	26	26	23
43	23	27	31	27	27	24
44	24	28	32	28	28	24
45	25	29	33	29	29	25
46	26	30	34	30	30	25
47	27	31	35	31	31	25
48	28	32	36	32	32	26
49	29	33	37	33	33	26
50	29	34	38	33	33	26
51	30	35	39	34	34	27
52	30	36	40	34	34	27

53	31	37	41	35	35	27
54	31	38	42	35	35	28
55	32	39	43	36	36	28
56	32	40	44	36	36	28
57	33	41	45	37	37	29
58	34	42	46	38	37	29
59	35	43	47	39	37	30
60	36	44	48	40	38	30
61	37	45	49	41	38	31
62	37	46	50	41	38	31
63	38	47	51	41	39	32
64	38	48	52	42	39	32
65	39	49	53	42	39	33
66	39	50	54	42	40	
67	40	51	55	43	40	
68	40	52	56	43	40	
69	41	53	57	43	41	
70	41	53	58	44	41	
71	42	54	59	44	42	
72	42	54	60	44	42	
73	43	55	61	45	43	
74	43	55	61	45	43	
75	44	56	62	45	44	
76	44	56	62	45	44	
77	45	57	63	46	45	
78	45	57	63	46	45	
79	45	58	64	46	46	

80	46	58	64	46	46
81	46	59	65	47	47
82	46	59	65	47	47
83	47	60	66	47	48
84	47	60	66	47	48
85	47	61	67	48	49
86		61	67	48	
87		61	68	48	
88		61	68	48	
89		61	69	49	
90		62	70	49	
91		62	71	49	
92		62	72	50	
93		62	73	50	
94		62	73	50	
95		63	74	51	
96		63	74	51	
97		63	75	51	
98		63	75	52	
99		63	76	52	
100		64	76	52	
101		64	77	53	
102		64	77	53	
103		64	78	54	
104		64	78	54	
105		65	79	55	
106			79		



107			80				
108			80				
109			81				
110			81				
111			82				
112			82				
113			83				

コ 医療職給料表(三)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1

17	1	1	5	1	1	1
18	2	1	6	2	1	2
19	3	1	7	3	1	3
20	4	1	8	4	1	4
21	5	1	9	5	1	5
22	6	1	10	6	2	6
23	7	1	11	7	3	7
24	8	1	12	8	4	8
25	9	1	13	9	5	9
26	10	2	14	10	6	10
27	11	3	15	11	7	11
28	12	4	16	12	8	12
29	13	5	17	13	9	13
30	14	6	18	14	10	14
31	15	7	19	15	11	15
32	16	8	20	16	12	16
33	17	9	21	17	13	17
34	18	10	22	18	14	18
35	19	11	23	19	15	19
36	20	12	24	20	16	20
37	21	13	25	21	17	21
38	22	14	26	22	18	22
39	23	15	27	23	19	23
40	24	16	28	24	20	24
41	25	17	29	25	21	25
42	26	18	30	26	22	26
43	27	19	31	27	23	27

44	28	20	32	28	24	28
45	29	21	33	29	25	29
46	30	22	34	30	26	30
47	31	23	35	31	27	31
48	32	24	36	32	28	32
49	33	25	37	33	29	33
50	34	26	38	34	29	34
51	35	27	39	35	30	35
52	36	28	40	36	30	36
53	37	29	41	37	31	37
54	38	30	42	38	31	38
55	39	31	43	39	32	39
56	40	32	44	40	32	40
57	41	33	45	41	33	41
58	42	34	46	42	33	41
59	43	35	47	43	34	42
60	44	36	48	44	34	42
61	45	37	49	45	35	43
62	46	38	50	46	35	43
63	47	39	51	47	36	44
64	48	40	52	48	36	44
65	49	41	53	49	37	45
66	50	42	54	50	37	46
67	51	43	55	51	38	47
68	52	44	56	52	38	48
69	53	45	57	53	39	49
70	54	46	58	53	39	

71	55	47	59	54	40
72	56	48	60	54	40
73	57	49	61	55	41
74	58	50	62	55	41
75	59	51	63	56	41
76	60	52	64	56	42
77	61	53	65	57	42
78	62	54	66	58	42
79	63	55	67	59	43
80	64	56	68	60	43
81	65	57	69	61	43
82	65	58	70	61	44
83	66	59	71	62	44
84	66	60	72	62	44
85	67	61	73	63	45
86	67	62	74	63	45
87	68	63	75	64	45
88	68	64	76	64	46
89	69	65	77	65	46
90	70	66	78	65	46
91	71	67	79	66	47
92	72	68	80	66	47
93	73	69	81	67	47
94	74	70	82	67	
95	75	71	83	68	
96	76	72	84	68	
97	77	73	85	69	

98	77	74	85	70					
99	78	75	86	71					
100	78	76	86	72					
101	79	77	87	73					
102	79	78	87	73					
103	80	79	88	74					
104	80	80	88	74					
105	81	81	89	75					
106	81	81	90	75					
107	81	81	91	76					
108	82	82	92	76					
109	82	82	93	77					
110	82	82	94	78					
111	83	83	95	79					
112	83	83	96	80					
113	83	83	97	81					
114	84	84	98						
115	84	84	99						
116	84	84	100						
117	85	85	101						
118	85	85	101						
119	85	85	102						
120	85	86	102						
121	86	86	103						
122	86	86	103						
123	86	87	104						
124	86	87	104						

125	87	87	105						
126	87	88							
127	87	88							
128	87	88							
129	88	89							
130	88	89							
131	88	89							
132	88	90							
133	89	90							
134	89	90							
135	89	91							
136	90	91							
137	90	91							
138	90	92							
139	91	92							
140	91	92							
141	91	93							
142	92	93							
143	92	93							
144	92	94							
145	93	94							
146	93	94							
147	93	95							
148	93	95							
149	94	95							
150	94	96							
151	94	96							

152	94	96					
153	95	97					
154	95						
155	95						
156	95						
157	96						
158	96						
159	96						
160	96						
161	97						
162	97						
163	97						
164	98						
165	98						
166	98						
167	99						
168	99						
169	99						

備考

これらの表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第七の二 昇給号給数表 (第三十六条関係)

昇給区分	A	B	C	D
	8号給以上	6号給	3号給	2号給
昇給の号給数	8号給以上	6号給	4号給	2号給
	4号給以上	3号給	2号給	1号給

備考

- この表に定める上段の号給数は条例第4条第7項の規定の適用を受ける職員以外の特定職員に、中段の号給数は同項の規定の適用を受ける職員以外の一般職員に、下段の号給数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。
- 前項の「特定職員」とは、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの又は第35条各号に掲げる職員を、「一般職員」とは、特定職員以外の職員をいう。

附 則

( 施行期日 )

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

(改正条例附則第二項適用職員に在級年数等に関する経過措置)

2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年三月青森県条例第九号) 附則第二項の規定によりその者の平成十八年四月一日(以下「施行日」という。)における職務の級を定められた職員(当該職務の級を行政職給料表の十級に定められた職員を除く。次項において「改正条例附則第二項適用職員」という。)のうち、次の各号に掲げる職員に対するこの規則による改正後の人事委員会規則七・三九(初任給、昇格、昇給等の基準)(以下「新規則」という。) 別表第二の級別資格基準表の適用については、当該各号に定める期間を、その者の当該規定により定められた職務の級に在級する期間に通算する。

一 施行日の前日においてその者が属していた職務の級(以下この項において「旧級」という。)が行政職給料表の二級若しくは五級又は警察職給料表の五級であった職員 旧級及び旧級の一級下位の職務の級に施行日の前日まで引き続き在職していた期間

二 前号に掲げる職員以外の職員 旧級に施行日の前日まで引き続き在職していた期間

3 改正条例附則第二項適用職員に係る施行日以後の職務の級の一級上位の職務の級への昇格(施行日から平成十九年三月三十一日までの間における新規則第二十条の規定によるものに限る。)については、同条第三項中「現に属する職務の級に一年以上」とあるのは、「平成十八年三月三十一日においてその者が属していた職務の級(以下この項において「旧級」という。)が、行政職給料表の二級若しくは五級又は警察職給料表の五級(以下この項において「特定の職務の級」という。)であった職員にあつては、旧級及び旧級の一級下位の職務の級並びに職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年三月青森県条例第九号) 附則第二項の規定により定められた職務の級(以下この項において「新級」という。)に通算一年以上、旧級が同条例附則別表第一の旧級欄に掲げられている職務の級で特定の職務の級以外のものであつた職員にあつては、旧級及び新級に通算一年以上」とする。

( 施行日における昇格又は降格の特例 )

4 施行日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が施行日に受けることとなる号給を施行日の前日に受けていたものと

みなして新規則第二十三条又は第二十四条の規定を適用する。

(人事委員会規則七・三九(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則の一部改正)

5 人事委員会規則七・三九(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則(昭和六十三年三月八日公布)の一部を次のように改正する。

附則第二項の前の見出し及び同項から附則第四項までを削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

(人事委員会規則七・三九(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則の一部改正)

6 人事委員会規則七・三九(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則(平成二年十二月二十六日公布)の一部を次のように改正する。

附則第三項から附則第五項までを削る。

(人事委員会規則七・三九(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則の一部改正)

7 人事委員会規則七・三九(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則(平成八年十二月二十四日公布)の一部を次のように改正する。

附則第二項の前の見出し及び同項から附則第十四項までを削り、附則第一項の見出しを削り、同項中「(以下「改正後の規則」という。)」を削り、同項の項番号を削る。

附則別表第一から附則別表第三までを削る。

(人事委員会規則七・三九(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則の一部改正)

8 人事委員会規則七・三九(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則(平成十三年二月二十三日公布)の一部を次のように改正する。

附則第二項の前の見出し及び同項から附則第八項までを削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

人事委員会規則七・五一(へき地手当等)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七・五一（へき地手当等）の一部を改正する規則

人事委員会規則七・五一（へき地手当等）の一部を次のように改正する。  
別表第一の小学校の表中

「奥入瀬小学校	十和田市大字法量字尻貝下三七	を
「織笠小学校	三沢市織笠四丁目二六九二の一	
「根井小学校	三沢市根井一丁目九四の一	
「谷地頭小学校	三沢市谷地頭一丁目一七五二の一	
「奥入瀬小学校	十和田市大字法量字尻貝下三七	に
「おおぞら小学校	三沢市大字三沢字庭構一〇八四の三三	
「小泊小学校	北津軽郡中泊町大字小泊字砂山一〇七六の一	を
「下前小学校	北津軽郡中泊町大字小泊字漆流三六の一	
「小泊小学校	北津軽郡中泊町大字小泊字砂山一〇七六の一	に
「原田小学校	下北郡佐井村大字佐井字原田五九八	を
「清水頭小学校	三戸郡田子町大字田子字清水頭一八	
「鳥舌内小学校	三戸郡南部町大字鳥舌内字七ツ役二の一	
「鳥谷小学校	三戸郡南部町大字鳥谷字青鹿根二七	に
「清水頭小学校	三戸郡田子町大字田子字清水頭一八	
「名川南小学校	三戸郡南部町大字鳥谷字太田三	に
「戸鎖小学校	上北郡六ヶ所村大字鷹架字後川目四二の四	
「中志小学校	上北郡六ヶ所村大字倉内字家ノ上一二六	を
「戸鎖小学校	上北郡六ヶ所村大字鷹架字後川目四二の四	に

「白糖小学校	下北郡東通村大字白糖字下馬坂八一の一	を
「磯谷小学校	下北郡佐井村大字佐井字磯谷一〇二	
「白糖小学校	下北郡東通村大字白糖字下馬坂八一の一	に
「十和田湖小学校	十和田市大字奥瀬字十和田一六	
「長後小学校	下北郡佐井村大字長後字長後川目二二	を
「十和田湖小学校	十和田市大字奥瀬字十和田一六	に改める。
別表第一の中学校の表中		
「泊中学校	上北郡六ヶ所村大字泊字焼山六一の一	を
「室ノ久保中学校	上北郡六ヶ所村大字尾駮字川向三〇の一	
「泊中学校	上北郡六ヶ所村大字泊字焼山六一の一	に
「南部中学校	下北郡東通村大字白糖字赤平七四四	を
「磯谷中学校	下北郡佐井村大字佐井字磯谷一〇二	
「南部中学校	下北郡東通村大字白糖字赤平七四四	に
「十和田湖中学校	十和田市大字奥瀬字十和田四二〇	を
「長後中学校	下北郡佐井村大字長後字長後川目二二	
「十和田湖中学校	十和田市大字奥瀬字十和田四二〇	に改める。
別表第二の小学校の表中		
「松陽小学校	十和田市大字八斗沢字砂土路一四の一六一	を
「六川目小学校	三沢市六川目二丁目一〇〇の七	
「松陽小学校	十和田市大字八斗沢字砂土路一四の一六一	に

「関根橋小学校」むつ市大畑町正津川大畑道三一の四  
 「蓮川小学校」つがる市木造蓮川宝船二九  
 「兼館小学校」つがる市木造兼館佐野八二  
 「筒木坂小学校」つがる市木造筒木坂鳥谷沢一六  
 「関根橋小学校」むつ市大畑町正津川大畑道三一の四  
 別表第三の小学校の表中

「島守小学校」八戸市南郷区大字島守字小平一五の一  
 「館岡小学校」つがる市木造館岡上沢辺一四四の一八  
 「島守小学校」八戸市南郷区大字島守字小平一五の一  
 を  
 に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・五五（復職時等における給料月額調整）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七・五五（復職時等における給料月額調整）の一部を改正する規則

人事委員会規則七・五五（復職時等における給料月額調整）の一部を次のように改正する。

題名中「給料月額」を「号給」に改める。

第一条中「給料月額」を「号給」に改める。

第二条の見出し中「給料月額調整等」を「号給の調整」に改め、同条第一項中「給料月額」を「号給」に改め、「（以下「調整期間」という。）」を削り、「又は復職等の日から一年以内の人事委員会規則七・三九（初任給、昇格、昇給等の基準）第三十五条に定める昇給の時期に昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整」を

「及び復職等の日後における最初の昇給日（人事委員会規則七・三九（初任給、昇格、昇給等の基準）第三十三条に規定する昇給日をいう。）又はそのいずれかの日に人事

委員会の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「給料月額調整等」を「号給の調整」に、「前三項」を「前項」に、「これら」を「同項」に、「給料月額を調整し、又は昇給期間を短縮」を「号給を調整」に改め、同項を同条第二項とする。

別表の備考第一項を削り、同表の備考第二項を同表の備考とする。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・六二（初任給調整手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七・六二（初任給調整手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七・六二（初任給調整手当）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号から第五号までを次のように改める。

三 前二号に掲げる職以外の職で条例第九条の二第一項の人事委員会規則で定める地域以外の地域に所在する公署（同項の人事委員会規則で定める公署を除く。）

に置かれるもの又は条例第九条の二の規定による地域手当の級地が五級地若しくは六級地とされる地域に所在する公署（当該級地が一級地、二級地、三級地又は四級地とされる公署を除く。）若しくは当該級地が五級地若しくは六級地とされる公署に置かれる職

四 条例第九条の二の規定による地域手当の級地が四級地とされる地域に所在する公署（当該級地が一級地、二級地又は三級地とされる公署を除く。）又は当該級地が四級地とされる公署に置かれる職

五 条例第九条の二の規定による地域手当の級地が一級地、二級地若しくは三級地とされる地域に所在する公署又は当該級地が一級地、二級地若しくは三級地とされる公署に置かれる職

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・六七（管理職手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七・六七（管理職手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七・六七（管理職手当）の一部を次のように改正する。  
別表を次のように改める。

別表（第一条関係）

区分	職	支給割合
知事の事務部局	本庁部長 行政改革・危機管理監 医師確保対策監 工ネルギー総合対策局長 地域県民局長 中央病院長 中央病院副院長	百分の二十 五
	本庁理事 地域連携推進監 並行在来線調整監 観光局長 県立美術館開館準備室長 水産局長 東京事務所長 保健大学事務局長 中央病院看護局長 中央病院事務局長	百分の二十 三
	本庁部次長	百分の二十

環境再生対策監 工ネルギー総合対策局次長 副出納長 中央病院医療局長 中央病院救命救急センター長 つくしが丘病院長	百分の十八
参事 県土整備企画監 本庁室長 本庁課長 地域県民局地域連携室長 地域県民局の部長 環境保健センター所長 健康福祉こどもセンター所長 保健大学副学長 中央病院事務局次長 つくしが丘病院事務局長 工業総合研究センター所長 八戸工科学院長 農林水産事務所長 農林総合研究センター所長 農林総合研究センターグリーンバイオセンター所長 農林総合研究センター畜産試験場長 水産総合研究センター所長 県土整備事務所長	百分の十八 職務の級行政職給料表八級のものに限る。 人事委員会の定めるところによるものに限る。 支給割合百分の十六のものを除く。
本庁課長（支給割合百分の十八のものを除く。） 本庁室長（支給割合百分の二十三及び百分の十八のものを除く。）	百分の十六



チームリーダー

県立美術館開館準備室長補佐

地域県民局県税部長

地域県民局地域健康福祉部総務企画室長

地域県民局地域健康福祉部保健総室長

地域県民局地域健康福祉部福祉総室長

地域県民局地域健康福祉部子ども相談総室長

地域県民局地域農林水産部次長

下北地域県民局地域農林水産部下北地方漁港漁場整備事務所長

地域県民局地域整備部

〔支給割合百分の十二〕

次長 〔のものを除く。〕

三八地域県民局地域整備部八戸港管理所長

東京事務所次長

県税事務所長

消防学校長

鉄道管理事務所長

環境保健センター次長

原子力センター所長

健康福祉こどもセンター総務企画室長

健康福祉こどもセンター保健部長

健康福祉こどもセンター福祉部長

上北地方健康福祉こどもセンター保健部次長

保健大学学部長

保健大学健康科学研究科長

保健大学学生部長

保健大学附属図書館長

保健大学健康科学教育センター長

保健大学健康科学研究センター長

保健大学事務局次長

中央病院医療局の次長並びに科の長並びに臨床

検査部、集中治療部、輸血部及び薬剤部の長

中央病院総合周産期母子医療センターの部の長

中央病院看護局次長

つくしが丘病院副院長

つくしが丘病院医務局長

つくしが丘病院看護局長

動物愛護センター所長

十和田食肉衛生検査所長

田舎館食肉衛生検査所長

女性相談所長

子ども自立センターみらい所長

障害者相談センター所長

あすなる医療療育センター所長

あすなる医療療育〔医療職給料表(一)を適用さ

センター次長 〔れるものに限る。〕

さわらび医療療育センター所長

精神保健福祉センター所長

県外情報センター所長

工業総合研究センター次長

工業総合研究センター八戸地域技術研究所長

高等技術専門校長

弘前高等技術専門校つがる校長

八戸工科学院三沢校長

障害者職業訓練校長

農林水産事務所次長

東地方農林水産事務所青森家畜保健衛生所長

農林水産事務所漁港漁場整備事務所長

〔支給割合百分の十二〕

〔のものを除く。〕

農林総合研究センター次長

農林総合研究センター畑作園芸試験場長

農林総合研究センターフラワーセンター21あお

	<p>もり所長</p> <p>農林総合研究センターりんご試験場長 農林総合研究センター林業試験場長 水産総合研究センター増養殖研究所長 ふるさと食品研究センター所長 ふるさと食品研究センター次長 ふるさと食品研究センター下北ブランド研究開発センター所長 ふるさと食品研究センター農産物加工指導センター所長 農業大学校長 菅農大学校長 県土整備事務所次長〔支給割合百分の十二のものを除く。〕 青森空港管理事務所長 青森県土整備事務所青森港管理所長 五所川原県土整備事務所鯉ヶ沢道路河川事業所長</p>	百分の十四
	<p>総括副参事</p> <p>企画調整報道監〔職務の級行政職給料表七級のものに限る。〕 総務事務集中化推進監 建築工事総括検査監 IT専門監 報道監 医育環境整備監 農林建築総括指導監 産業立地推進監 総括研究管理監 農林総合研究センター総務室長 水産総合研究センター総合企画室長 ふるさと食品研究センター総合企画室長</p>	

<p>地域県民局県税部次長 地域県民局地域健康福祉部保健総室次長 地域県民局地域健康福祉部福祉総室次長 地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所長 地域県民局地域農林水産部水産事務所長 三八地域県民局地域農林水産部三八地方漁港漁場整備事務所長 地域県民局地域整備〔職務の級行政職給料表六級のものに限る。〕部次長 中南地域県民局地域整備部目屋ダム管理所長 県税事務所次長 鉄道管理事務所次長 環境保健センター環境管理事務所長 原子力センター次長 健康福祉こどもセンター〔支給割合百分の十六のものを除く。〕 健康福祉こどもセンター福祉部次長 健康福祉こどもセンターこども相談部次長 保健医長 中央病院看護指導監 つくしが丘病院看護局次長 十和田食肉衛生検査所次長 女性相談所次長 あすなる医療療育〔支給割合百分の十六のものを除く。〕センター次長 さわらび医療療育センター次長 精神保健福祉センター次長 精神保健医長 県外情報センター次長 工業総合研究センター弘前地域技術研究所長 高等技術専門校教頭 八戸工科学院副学院長</p>	百分の十二
---	-------

<p>環境影響評価指導監 設備工事検査監 建築工事検査監 土木工事検査監 私学振興推進監 企画調整報道監</p> <p>〔支給割合百分の十四のもの を除く。〕</p>	<p>農林水産事務所水産事務所長 農林水産事務所家畜保 健衛生所長 〔のものを除く。〕 農林水産事務所漁港 〔職務の級行政職給料表 六級のものに限る。〕 漁場整備事務所長 農林総合研究センターりんご試験場南果樹研 究センター所長 農林総合研究センター畜産試験場和牛改良技術 センター所長 農林総合研究センター畜産試験場和牛改良資源 センター所長 水産総合研究センター次長 水産総合研究センター内水面研究所長 ふるさと食品研究センター農産物加工指導セン ターつがる農産物加工センター所長 農業大学校教頭 営農大学校教頭 海洋学院長 県土整備事務所次長 〔職務の級行政職給料表 六級のものに限る。〕 青森県土整備事務所駒込ダム建設所長 十和田県土整備事務所むつ小川原港管理所長 青森空港管理事務所次長</p>
<p>百分の十</p>	

<p>薬事指導監 医療指導監 七里長浜港利用促進監 地域県民局地域農林水産部総務室長 地域県民局地域農林水産部普及指導室長 地域県民局地域整備部総務室長 税務調査監 研究調整監 環境保健センター総務室長 衛生指導監 歯科衛生推進監 監査指導監 保健大学学科長 保健大学人間総合科学科目主任教授 保健大学健康科学教育センターの科の長 保健大学健康科学研究センター研究開発科長 保健大学事務局総務課長 中央病院事務局総務課長 中央病院事務局管理調達課長 つくしが丘病院事務局次長 工業総合研究センター総合企画室長 生涯職業能力開発推進監 りんご生産指導監 農産園芸推進監 畜産推進監 林務調整監 農村整備調整監 農林水産事務所総務室長 農林水産事務所普及指導室長 総務管理監 農林総合研究センター企画経営室長 農林総合研究センター病害虫防除室長</p>
--



警察	県立高等学校、 県立盲学校、 県立聾学校、 県立養護学校、 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する学校	校長 郷土館課長 企画調整報道監 副参事	スポーツ健康課全国スポーツ・レクリエーション祭準備室長 文化財保護課三内丸山遺跡対策室長
本部部长 特務参事官 首席監察官 首席参事官 警察学校長	分校主事である教諭 事務長（支給割合百分の十のものを除く。） 教頭 事務長（職務の級行政職給料表六級のものに限る。）	百分の十二 （人事委員会の定めるところによるものにあつては百分の十六又は百分の十四）	百分の十
百分の二十	百分の八	百分の十	百分の十

施設調査官	監査室長 組織犯罪対策特別捜査隊長 調査官 警察署副署長 〔職務の級警察職給料表六級の ものに限る。〕	総括副参事 総括研究管理官 警察署副署長 〔支給割合百分の十六及び百分の十二のものを除く。〕	警察署副署長 〔青森警察署、八戸警察署及び弘前警察署の副署長に限る。〕 警察署長 〔支給割合百分の二十及び百分の十八のものを除く。〕 警察学校副校長 高速道路交通警察隊長 交通機動隊長 機動機動隊長 機動捜査隊長 管理官 理事官 監察官 科学捜査研究所長 本部課長	警察署長 〔職務の級警察職給料表八級のものに限る。〕 参事官 参事	警察署長 〔職務の級警察職給料表九級のものに限る。〕 参事官
百分の十	百分の十二	百分の十四	百分の十六	百分の十八	百分の十八

会計指導官
会計調査官
研究管理官
副参事

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・八〇（期末手当、勤勉手当及び期末特別手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七・八〇（期末手当、勤勉手当及び期末特別手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七・八〇（期末手当、勤勉手当及び期末特別手当）の一部を次のように改正する。

第五条の二第一号中「十級又は十一級」を「八級以上」に改め、同条第二号中「十級」を「九級」に改め、同条第五号中「三級又は四級」を「三級以上」に改める。

第五条の三第一項中「四級」を「三級」に改める。

第十条中「第十四条」の下に「及び第十四条の二」を加え、「同条」を「第十四条から第十四条の二の二まで」に改める。

第十四条の二の前の見出しを削り、同条を第十四条の二の三とし、同条の前に見出しとして「（期末特別手当の支給を受ける職員）」を付する。

第十四条を削る。

第十三条の次に次の見出し及び三条を加える。

（勤勉手当の成績率）

第十四条 法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当

該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の条例第十九条の四第一項の職員が著しく少数であること等の事情により、第一号及び第二号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができ

る。  
一 勤務成績が特に優秀な職員 百の八十六以上百分の百四十五以下（条例第十九条第二項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあつては、百分の百一十以上百分の百八十五以下）

二 勤務成績が優秀な職員 百分の七十八・五以上百分の八十六未満（特定幹部職員にあつては、百分の百一十以上百分の百一十未満）

三 勤務成績が良好な職員 百分の七十一（特定幹部職員にあつては、百分の九十一）

四 勤務成績が良好でない職員 百分の七十一未満（特定幹部職員にあつては、百分の九十一未満）

2 前項第三号の規定の適用については、当分の間、「百分の七十一」とあるのは「百分の七十一以上百分の七十二・五以下」と、「百分の九十一」とあるのは「百分の九十一以上百分の九十二・五以下」とする。

3 第一項の場合において、職員の成績率を同項第四号に該当するものとして定める場合には、当分の間、人事委員会の定めるところによるものとする。

4 第一項第一号及び第二号に掲げる職員として成績率を定める者の数について基準となる割合は、人事委員会が定める。

第十四条の二 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。

一 勤務成績が優秀な職員 六月に支給する場合には百分の三十五超（特定幹部職員にあつては、百分の四十五超）、十二月に支給する場合には百分の四十超（特定幹部職員にあつては、百分の五十超）

二 勤務成績が良好な職員 六月に支給する場合には百分の三十五（特定幹部職員にあつては、百分の四十五）、十二月に支給する場合には百分の四十（特定幹部職員にあつては、百分の五十）

三 勤務成績が良好でない職員 六月に支給する場合には百分の三十五未満（特定幹部職員にあつては、百分の四十五未満）、十二月に支給する場合には

では百分の四十未満（特定幹部職員にあつては、百分の五十未満）  
 2 前条第三項の規定は、前項第三号に該当する者として成績率を定める場合に準用する。

第十四条の二の二 前一条に定めるもののほか、職員の勤勉手当の成績率に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

別表第一行政職給料表の項中「十一級及び十級」を「八級以上」に、「九級及び八級」を「七級及び六級」に、「七級及び六級」を「五級及び四級」に、「五級及び四級」を「三級」に改める。

別表第一警察職給料表の項中「十級」を「九級」に、「九級及び八級」を「八級及び七級」に、「七級及び六級」を「六級及び五級」に改め、「五級及び」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

別表第一海事職給料表の項中「五級及び四級」を「四級以上」に改める。

別表第一医療職給料表(一)の項中「四級及び三級」を「三級以上」に改める。

別表第一医療職給料表(二)の項中「七級及び六級」を「六級以上」に改める。

別表第一医療職給料表(三)の項中「七級及び六級」を「六級以上」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・九五（調整手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七・九五（調整手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七・九五（調整手当）の一部を次のように改正する。

題名中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第一条中、「第九条の四」を削り、「調整手当」を「地域手当」に改める。

第二条及び第三条を次のように改める。

（条例第九条の二の規定による地域手当）

第二条 条例第九条の二第一項の人事委員会規則で定める地域は、別表に掲げる地域とする。

第三条 条例第九条の二第二項の地域手当の級地は、別表に定めるとおりとする。

第三条の二の前の見出し及び同条から第六条までを削る。  
 第七条中、「第九条の三又は第九条の四」を「又は第九条の三」に、「調整手当」を「地域手当」に、「もつて」を「もつて」に改め、同条を第四条とする。

第八条中「調整手当」を「地域手当」に改め、同条を第五条とする。  
 別表を次のように改める。

別表（第二条、第三条関係）

都道府県	支給地域	級地
北海道	札幌市	六級地
宮城県	仙台市	五級地
	多賀城市	六級地
東京都	特別区	一級地
神奈川県	横須賀市	四級地
愛知県	名古屋市	三級地
大阪府	大阪市	二級地
福岡県	福岡市	四級地

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成十八年四月一日においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によつて影響されるものではない。

附 則

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

（平成二十二年三月三十一日までの間における条例第九条の二の規定による地域手当の支給割合）

2 平成二十二年三月三十一日までの間における職員の給与に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十七号。以下「条例」という。）（第九条の二第二項各号の人事委員会規則で定める割合は、附則別表のとおりとする。）  
 （平成二十二年三月三十一日までの間における条例第九条の三の規定による地域手当の支給割合）

3 平成二十二年三月三十一日までの間における条例第九条の三の人事委員会規則で

定める割合は、百分の十一とする。  
(地域手当に関する経過措置)

4 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年三月青森県条例第九号。以下「平成十八年改正条例」という。) 附則第十五項の規定により読み替えて適用される同条例第一条の規定による改正前の条例第九条の四第一項の規定の例により地域手当の支給を受ける職員に対するこの規則による改正前の人事委員会規則七・九五(調整手当) 第四条の規定の適用については、同条中「条例」とあるのは「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年三月青森県条例第九号) 附則第十五項の規定により読み替えて適用される同条例第一条の規定による改正前の条例」と、「別表」とあるのは「人事委員会規則七・九五(調整手当)の一部を改正する規則(平成十八年三月三十一日公布) による改正前の別表」と、同条第一号中「一年以上二年未満 一年」とあるのは「一年以上二年未満 当該異動等の日から一年を経過する日までの期間」と、同条第二号中「一年以上 二年」とあるのは「一年以上 当該異動等の日から二年を経過する日又は平成十九年三月三十一日のいずれか早い日までの期間」とする。

(端数計算)  
5 平成十八年改正条例附則第十五項の規定による地域手当の月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。 条例第十七条、第十九条第四項及び第五項、第十九条の四第三項並びに第十九条の第五項に規定する地域手当の月額に一円未満の端数があるときも、同様とする。  
(雑則)

6 前四項に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

附則別表(附則第二項関係)

支給割合	支給地域
百分の十三	特別区
百分の十一	名古屋市 大阪市
百分の十	横須賀市
百分の七	福岡市

百分の四	仙台市
百分の三	札幌市
百分の一	多賀城市

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成十八年四月一日においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

人事委員会規則七・一九(住居手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七・一九(住居手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七・一九(住居手当)の一部を次のように改正する。

第一条中「第九条の五」を「第九条の四」に改め、第二条中「第九条の五第一項第一号」を「第九条の四第一項第一号」に改め、第三条及び第四条中「第九条の五第一項第二号」を「第九条の四第一項第二号」に改め、第四条の二及び第四条の三中「第九条の五第一項第三号」を「第九条の四第一項第三号」に改め、第五条から第九条までの規定中「第九条の五第一項」を「第九条の四第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・一一一(特地勤務手当等)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七・一一一(特地勤務手当等)の一部を改正する規則



人事委員会規則七・一一一(特地勤務手当等)の一部を次のように改正する。  
 別表第一及び別表第二を次のように改める。  
 別表第一 特地公署(第二系関係)

公 署	所 在 地	区 級 分 別
エネルギー総合対策局職員六ヶ所村駐在 原子力センター	上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎五二一の二 上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎四〇〇の一 下北郡東通村大字砂子又字沢内五の三四 上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎五二一の二	一級地
原子力センター職員 東通村駐在	下北郡東通村大字砂子又字沢内五の三四	
十和田県土整備事務所 むつ小川原港管理	上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎五二一の二	
青森警察署東田沢警察官駐在所	東津軽郡平内町大字東田沢字田沢二の二	一級地
外ヶ浜警察署平館警察官駐在所	東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸湯の沢一の六	
大間警察署	下北郡大間町大字大間字大間五四の一 下北郡佐井村大字佐井字八幡堂一六の二	
大間警察署下風呂警察官駐在所	下北郡風間浦村大字下風呂字畑尻ノ下八三の一	
大間警察署易国間警察官駐在所	下北郡風間浦村大字易国間字大川目一一九	
むつ警察署脇野沢警察官駐在所	むつ市脇野沢本村二三	
むつ警察署砂子又警察官駐在所	下北郡東通村大字砂子又字高山五の五	
野辺地警察署尾駱交番	上北郡六ヶ所村大字尾駱字野附三四九の二	
野辺地警察署平沼警察官駐在所	上北郡六ヶ所村大字平沼字二階坂二六の一	
野辺地警察署千歳平警察官駐在所	上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎三九八の二	
鱒ヶ沢警察署轟木警察官駐在所	西津軽郡深浦町大字轟木字亀ヶ崎一六五の一	

公 署	所 在 地	区 級 分 別
鱒ヶ沢警察署岩崎警察官駐在所	西津軽郡深浦町大字岩崎字松原五一の一七	
鱒ヶ沢警察署大間越警察官駐在所	西津軽郡深浦町大字大間越字宮崎浜一一の一八	
五所川原警察署相内警察官駐在所	五所川原市相内岩井八一の一〇六	
五所川原警察署小泊警察官駐在所	北津軽郡中泊町大字小泊字砂山一一八七	
十和田警察署焼山警察官駐在所	十和田市大字奥瀬字栃久保一一の三一	
むつ警察署白糠警察官駐在所	下北郡東通村大字白糠字前田四四の一九二	二級地
むつ警察署岩屋警察官駐在所	下北郡東通村大字岩屋字往来一七二	
野辺地警察署泊警察官駐在所	上北郡六ヶ所村大字泊字川原一五八の三	
十和田警察署十和田湖警察官駐在所	十和田市大字奥瀬字十和田四八六	三級地
西北教育事務所社会教育主事深浦町駐在	西津軽郡深浦町大字岩崎字松原五一の七	一級地
下北教育事務所社会教育主事大間町駐在	下北郡大間町大字大間字大間九一	
下北少年自然の家	むつ市大畑町佐助川三九九	
金木高等学校市浦分校	五所川原市磯松赤川三の四二	一級地
金木高等学校小泊分校	北津軽郡中泊町大字小泊字砂山一〇七六の一	
六ヶ所高等学校	上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎三〇五	
大間高等学校	下北郡大間町大字大間字大間平二〇の四三	

別表第二 準特地公署(第二系関係)

公 署	所 在 地
中津軽郡西目屋村大字藤川字瀬の上	中津軽郡西目屋村大字藤川字瀬の上

備部目屋ダム管理所	一八一の二九
さわらび医療療育センター	弘前市大字中別所字平山一六八
水産総合研究センター増養殖研究所	東津軽郡平内町大字茂浦字月泊一〇
外ヶ浜警察署三厩警察官駐在所	東津軽郡外ヶ浜町字三厩新町五
むつ警察署近川警察官駐在所	むつ市大字中野沢字大近川一八の二
むつ警察署宿野部警察官駐在所	むつ市川内町宿野部楢木平五六の三九七
鱒ヶ沢警察署北金ヶ沢警察官駐在所	西津軽郡深浦町大字関字柝沢八四の一六
つがる警察署車力警察官駐在所	つがる市車力町花林六五
つがる警察署越水警察官駐在所	つがる市木造越水駒田六の六
つがる警察署丸山警察官駐在所	つがる市木造丸山竹鼻八四の二三
八戸警察署田代警察官駐在所	三戸郡階上町大字田代字横窪一八の一
三戸警察署上郷警察官駐在所	三戸郡田子町大字山口字道前一三の二
七戸警察署甲地警察官駐在所	上北郡東北町字往来ノ下四二の五
今別高等学校	東津軽郡今別町大字今別字西田二五八
弘前第一養護学校	弘前市大字中別所字平山一四〇
弘前第二養護学校	弘前市大字中別所字向野二二七
むつ養護学校	むつ市大字奥内字栖立場一の二一〇

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・一三三三（義務教育等教員特別手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七・一三三三（義務教育等教員特別手当）の一部を改正する規則を改正する。

第四条第一号中「職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員であるときは、その者の属する職務の級及びその級の最高の号給とし」を削る。別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 教育職給料表(一)の適用を受ける者 (第4条関係)

職員の 区分	職務の級		1級	2級	3級	4級
	号給					
再任用職員	1から	4まで	5,000円	5,400円	10,700円	17,100円
	5から	8まで	5,200	5,700	11,100	17,500
	9から	12まで	5,400	6,000	11,500	17,900
	13から	16まで	5,600	6,300	12,400	18,300
	17から	20まで	5,900	6,600	12,800	18,700
	21から	24まで	6,200	7,000	13,200	19,000
	25から	28まで	6,500	7,300	13,600	19,400
	29から	32まで	6,800	7,600	14,000	19,600
	33から	36まで	7,100	7,900	14,400	19,900
	37から	40まで	7,400	8,300	14,800	20,200
	41から	44まで	7,700	8,900	15,100	
	45から	48まで	8,000	9,300	15,500	
	49から	52まで	8,300	9,700	15,900	
	53から	56まで	8,600	10,500	16,300	
職員	57から	60まで	8,800	10,900	16,700	
	61から	64まで	9,100	11,300	17,100	
	65から	68まで	9,400	12,100	17,400	
	69から	72まで	9,700	12,500	17,700	
	73から	76まで	9,900	12,900	18,000	
	77から	80まで	10,200	13,300	18,300	
	81から	84まで	10,400	13,700	18,500	
	85から	88まで	10,600	14,000	18,700	
	89から	92まで	10,800	14,400	18,900	
	93から	96まで	11,000	14,700	19,100	
	97から	100まで	11,200	15,000		
	101から	104まで	11,400	15,400		
	105から	108まで	11,500	15,700		
	109から	112まで	11,600	16,000		
の職員	113から	116まで	11,700	16,300		
	117から	120まで	11,900	16,500		
	121から	124まで	12,000	16,800		
	125から	128まで	12,000	17,000		
	129から	132まで	12,100	17,200		
	133から	136まで		17,400		
	137から	140まで		17,600		
	141から	144まで		17,700		
	145から	148まで		17,800		
	149			17,900		
	再任用職員		8,000	9,700	12,800	16,300

別表第二 教育職給料表(一)の適用を受ける者 (第4条関係)

職員の 区分	職務の級		1級	2級	3級	4級
	号給					
再任用職員	1から	4まで	5,000円	6,300円	12,800円	17,100円
	5から	8まで	5,200	6,600	13,200	17,500
	9から	12まで	5,400	7,000	13,600	17,900
	13から	16まで	5,600	7,300	14,000	18,300
	17から	20まで	5,900	7,600	14,400	18,700
	21から	24まで	6,200	7,900	14,800	19,000
	25から	28まで	6,500	8,300	15,100	19,400
	29から	32まで	6,800	8,900	15,500	19,600
	33から	36まで	7,100	9,300	15,900	19,900
	37から	40まで	7,400	9,700	16,300	20,200
	41から	44まで	7,700	10,500	16,700	
	45から	48まで	8,000	10,900	17,100	
	49から	52まで	8,300	11,300	17,400	
	53から	56まで	8,600	12,100	17,700	
職員	57から	60まで	8,800	12,500	18,000	
	61から	64まで	9,100	12,900	18,300	
	65から	68まで	9,400	13,300	18,500	
	69から	72まで	9,700	13,700	18,700	
	73から	76まで	9,900	14,000	18,900	
	77から	80まで	10,200	14,400	19,100	
	81から	84まで	10,400	14,700		
	85から	88まで	10,600	15,000		
	89から	92まで	10,800	15,400		
	93から	96まで	11,000	15,700		
	97から	100まで	11,200	16,000		
	101から	104まで	11,400	16,300		
	105から	108まで	11,500	16,500		
	109から	112まで	11,600	16,800		
の職員	113から	116まで	11,700	17,000		
	117から	120まで	11,900	17,200		
	121から	124まで	12,000	17,400		
	125から	128まで	12,100	17,600		
	129から	132まで	12,300	17,700		
	133から	136まで	12,400	17,800		
	137から	140まで	12,500	17,900		
	141から	144まで	12,600			
	145から	148まで	12,800			
	149から	152まで	12,900			
	153		13,000			
	再任用職員		8,000	9,700	12,800	16,300

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

人事委員会規則九・三（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則九・三（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等）の一部を改正する規則

人事委員会規則九・三（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等）の一部を次に改正する。

第三条第一項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

人事委員会規則一三・九（職員の育児休業等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則一三・九（職員の育児休業等に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則一三・九（職員の育児休業等に関する規則）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三項」の下に「並びに第六条」を加える。

第二条の次に次の一条を加える。

（職務復帰後における給与の取扱い）

第三条 育児休業をした職員が職務に復帰したときは、条例第六条の規定により引き

続き勤務したものとみなされる期間を考慮して、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（人事委員会規則七・三九（初任給、昇格、昇給等の基準）第三十三条に規定する昇給日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

（発行所・発行人） 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	（印刷所・販売人） 青森市第一問屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	--	------------------------------